

## 長野県環境審議会地球温暖化対策検討会 意見交換会 議事録

日 時 平成17年10月14日(金)  
午前10:00～午前11:30  
午後 1:30～午後 2:00  
場 所 長野県庁西庁舎3階  
301会議室

(関係団体：(社)長野県環境保全協会)

司 会

お待たせいたしました。それでは、ただ今から長野県環境審議会地球温暖化対策検討会と関係団体との意見交換会を開催させていただきます。

あらかじめお断り申し上げますけれども、この意見交換会は関係団体する団体の意向をお伺いいたしまして、委員の皆様にも県民総参加の条例づくりに生かしていただくという趣旨で開催したものでございまして、本日は、対応の決定につきましては欠席委員の方もいらっしゃいますので、ここで決定するというのではなく、また後日検討会において決定させていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、委員長さん申し訳ございませんが進行の方をお願いいたします。

高木委員長

お忙しいところお集まりいただきましてどうもありがとうございます。私どもが県の環境審議会から受けて、検討委員会を開催して一応骨子(案)をまとめて参りました。関係する団体の皆様方に、その骨子(案)をお示しして、それに対して皆様からのご意見を伺いたいということで、今日の開催になっております。

最初は、皆様、(社)長野県環境保全協会ということで、環境保全協会としてのご意見もあるでしょうし、長野県地球温暖化防止活動推進センターとしてのご意見もあるでしょうし、そういったご意見について忌憚のないご意見をいただきながら、そのご意見を受けた上で骨子(案)を修正すべきものは修正し、また条例に生かすべきものは生かしていくというようなことで話を進めて行きたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

どうやって進めればいんでしょうかね。

事務局

最初に、(環境保全)協会さんの方からペーパーを出してもらっていますのでお話いただいて、それを切り口として意見交換していただければと思います。

高木委員長

分かりました。

環境保全協会の方からご意見をいただいているので、まず、それについてご説明をいただいて、で、意見交換を始めたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

環境保全協会

どういうふうにするか取り決めもしてまいりませんでしたので、私からまず骨子(案)を拝見いたしました感想といいますか、感想そのものが意見というふうにお考えいただいても構いません。申し上げたいと思っております。

まず骨子(案)ですか、3年前にできました長野県県民計画がなかなか実行

されないという思いが我々にございまして、ただ計画を作っただけでは何にもならない。どうやって実行していただくか、あるいはそれについて我が協会が、どうぞ協力できるのかというようなことを日頃から思っております。

今回委員の皆さんのご検討の結果骨子(案)がございまして拝読いたしますと、ほとんど県民計画をほとんどの分野で実行しようというふうにできているなと拝読をしました。そういう意味では、全く落ちがないということでカバーできる範囲というのが、ほとんど網羅されているということで、安心をいたしました。

それからもうひとつは、分野別に誰が担当するとか、というようなことまでご検討が進んでいるように拝見をいたしました。そういう意味では立派に進展しているなという思いでございます。

地球温暖化防止ということは、我々の生活のあらゆる分野にかかわる広範囲の問題でありますので、これを十分に効果が上がるようにするには、とても2年や3年のことではできません。もう十数年タームで考えるべき事柄というふうに思いますので、例えば2月の県会に条例として提出されるということですが、期間があまりありませんのでおのずと物理的に十分な幅広い条例にはならないだろうというふうに思います。

そこでやっぱり実行をしていく順序みたいなものに従って、まず条例の基本みたいなものを入れると、それから個々の分野別にこういうことが必要だというようなこと、それを条例で持っていくのではないかと思いますけど、個々の「分野別にこうしていくのだ」というのは、2月の県会に全部網羅されている必要はないじゃないかと、真っ先に実行していかなければいけない部分だけ、2月県会に盛ればいいのかと、もっと長い期間で進めていくという前提で条例をおつくりになったらいいかなと思います。

それで多岐にわたりますので優先順位を付けろということでございますが、優先順位の付け方というのはまず温室効果ガスの排出削減効果という視点が一つ。そしてその政策を実行していくために必要な人的、資金的な裏付け、これが第二番目。この両方から網を掛けまして、お題目として挙げたはいいけどなかなか実行が難しく、そう簡単にはいかないというのが後回しになるのでしょうか。

これを排出削減効果とにらみ合わせながらやらないと駄目だと思いますが、いずれにしても全部を完全に盛り込んだような条例を、2月までにつくるということはちょっと難しいのではないかなという気がいたしました。

そこでくどいようですが、具体的に進めていく上の行程表みたいなもの、それにかかわる人員、資金、人員といっても県がやること、市町村がやること、業者がやること、我らNPOみたいなのがやることとか、いろいろ担う対象も違うと思いますので、その辺をこれから詰めていただいて、とにかく条例で実行すると、実現できるということを主体に考えていただきたいと思います。

以上でございます。

そこでそんな考えから今、お配りいたしました意見というところに、項目には優先順位を付けて、最優先の課題には取り組むというのはそんな趣旨でございます。我が協会あるいはセンターとしますと、効果もあり、既に一部進んでいるような部分ということで取り上げてみますと、2番目の例えばという意味でマイカー通勤の削減あるいは民生・家庭部門について、特に長野県は寒いわけですので、断熱効果の高い住宅に切り替えていただきたいと。それから産業部門と民生部門につきましては、これから国でも計画ができるようござい

すので、それとの整合性を取りながら進めるというようなことではないかなと思います。

それから効果を高めるには、実は調査とか結果の検証みたいなものと同時に手間がかかるのではないかと思います。またそれをやらないとざる法といいますが、  
ということで、きちんと効果を上げるために必要な人員というのは大変なものだというふうに想像するわけでございます。

それからここに書いてありますが、我々のようなものの意見を汲んでいただきたいというのは当然でございます。こんなことをちょっと簡単に書いて、申し上げた次第でございます。

以上です。

高木委員長

はい、どうもありがとうございます。

我々が出した骨子(案)すべてを、条例として考えていくのではなくて、もっとはっきりと優先順位を付けて、いってみればめりはりのあるものを出していくべきであると。かつ最も優先順位の高いものとして、運輸部門のマイカー通勤削減と民生・家庭部門の住宅の省エネ化というのを取り上げていってほしいというご意見だと伺いました。

どうでしょうか。ここからは意見交換という形になるわけですが、我々としてもこのマイカー通勤削減というのを、どうやって条例の中に生かすのかというのは、すごく苦労したというか悩んだところなんです。

骨子(案)をご覧になってお分かりになったように、我々としてはマイカー通勤削減させるために実際にマイカー通勤を行っている、通勤をしている方に呼びかけて、自主的にやめていただくという方法と、それから企業の方針としてマイカー通勤を削減していく方法と、多分二通りのアプローチがあるかと考えて、これまでも環境保全協会では両方の取り組みを随分やっています。

我々としては企業の方針としてマイカー通勤を削減していくほうが、効果があるのではないかと考えて、あのような骨子(案)、要するに会社としての省エネの中にマイカー通勤を入れていくということが効果的なのではないかと考えて骨子(案)をつくったつもりです。

その点についてはいかがお考えですか。委員としては、それでよろしいですよ。

環境保全協会

おっしゃるとおりでして、実際に当協会の会員の機能というのは、300社ほどありますけれども、始めてから1年半くらいたっていますが、その中で我が会社でやりましょうとって手を挙げてくださった会社が70社ほどしかありません。5分の1ですね。

それからマイカー通勤をやりやすい企業とやりにくい企業があって、やりにくい企業というのは、工場が町外れにあって、そこに公の交通機関は何もないという工場が割とたくさんあるんですね。

そうしますと全員マイカー通勤に近いんです。ですが工場に近いところに住んでいる人も、マイカーで通っているような人はやめていただけたと思いますが、そうでないとほとんど進まない。一番やってみて「うん」と思われるのは『相乗り』ですね、相乗り。

相乗りってというのは、職場単位でやると効果があるんです。相乗りってというのは1台に1人乗ってきたとか、1台に5人乗れば5分の1ですむわけです。

ね。大変な効果なんです。ですから何とか相乗りということに、我々がお手伝いできることがあれば、なんていうようなことをちょっと直感的に思っているところです。そんなことをちょっとと思います。実際の担当者が

と言いますと、相乗りひとつとっても長野県の方は非常に勉強家というか、理屈っぽく申して、結局通勤災害、業務上災害、それが労働者災害法によって対象外になってしまうケースが十分考えられますので、非常にまた難しい面があります。

ということは三角形の一边を走ってくればいいのに、1人のために横道をそれますと遂行性起因性からすると、災害の対象にならないというようなのが、長野労働基準局クラス判断です。ただし事故が起きないと分からないという答えです。

相乗りは非常にいいことなんですが、じゃあというわけで70社から最近増えましたので現在90社になっていますが、具体的に会社でやろうという、まずトップがそういう気になって従業員さんもならなければ、従って委員長おっしゃるとおり両方からやらないと駄目だと思いますけれども、非常に時間がかかります。

それから寒く、雪の多いところですから、例えばノーマイカーで週一遍とか、月一遍でもいいですが、やったところというのはどうしても冬場はバスというふうになってしまいます。

そこで考えられることは、委員長は長野市のほうもやっていますから分かると思いますが、長野市の場合、朝、流入する車の96.5%が1人乗りだという統計が出ていますね。それだから2010年までに（長野県地球温暖化防止）県民計画によると、半減するとなっていますので、例えば7時から9時までの流入を半分にするには、今日は車の番号が下1けたが奇数、明日は偶数日だから偶数というふうに規制でもしない限り、あの県民計画は達成できないのではないかなと。

一方同じことを、泰阜村とかああいいう全然立地条件の違うところへ同じことをやってもとても無理だと思いますので、従って条例とかみ合わせて考えますと、市町村はそういった対策を、事情に合ったようにしなければいけないというようなものを入れていただければなというところにつながってくるんです。

だから長野市、松本市クラスと101、102の市町村に対して同じ条件ならとても無理だと思います。どうしてもハードの面がまだ充実していませんので、専用道路だとかバスの最終時間とか本数とかいうようなところへどうしてもいってしまいます。

いずれにしろ何でも、うちの協会でやっているのはマイカー通勤節減なんですけど、何でもいから身近なことで「できることからやってみませんか」という入り方をしていますので、例えば2km以上の乗車距離の方は通勤費を出すのを3kmにさせていただきませんか。

当然その方々は歩くなり、電車で通勤していただませんかというようなことからやっていますが、今、こういう状況なものですから、給与、賞与をカットしているようなときに組合の関係もありまして、なかなか進んでいかないというのが現状でございます。

そんな程度しか。言い出せばものすごく長くなってしまいますから。

宮本委員

委員の宮本と申します。よろしくお願いたします。

私どもも、いろいろアイデアを出し合っこの骨子(案)にこぎ着けたわけなんです、この優先的に取り組みたいのは分かりますが、アイデアを今のようにたくさんいただかないとほんとに実効性はないと思いますので、今日アイデアをたくさんここでいただいていければと思っております。

マイカー通勤もそうですが、住宅の省エネ化も具体的にこんなのはどうだということをお教えいただければありがたいなと思っております。

黒沼委員

ちょっといいですか。

高木委員長

はい、いいです。幾つか意見があれば。

環境保全協会

委員優先です。

黒沼委員

ごめんなさい。

岡本委員

答えてもらっては。

高木委員長

もし今のに於しての。

環境保全協会

こんなに寒い長野県の建物が、暖かいところと同じ建物に今までなってきていましたね。考えてみると、とても不思議なんですね。ですこの際、特に今までの既存の住宅を断熱力の高いものに直すというのは、費用の割に割と効果が薄いんですね。

ですからやはり新築、これから建て替えますよ、新しく建てますよということに組み入れていただくのが、一番抵抗が少ないかなということ、今県内の断熱効果の高い住宅は2つ条件がございまして、1つは窓から出入りする熱、これは二重ガラスの窓が今考えられている。それから窓ガラス自身も、あまり熱伝導の高くないガラスみたいなものもできつつあるようです。

そういう意味でガラス屋さんのほうの発想と、それから建築屋さん、壁、柱をやっている、両方から断熱の提案があるんです。ところが一戸のうち全体として、こんな建て方がひとつのモデルですというのが、まだできてきません。今、建築界の皆さんに、ばらばらにやっけても施主としては窓は窓屋さん、柱は柱屋さんに頼むわけじゃないでしょうということをお申し上げて、モデルになるようなものを早急に2つ、3つ造って、一般に提示してくださいというふうにお願をしております。

そういう中で今度、省エネなどの設備ですね。今の給湯機ですとか、乾燥機ですとか、乾燥機なんかいらんよという意見もありますし、いろいろありますが、そういうものを組み合わせると、私がちょっと考えただけで、今のダイニングキッチンという大げさなものが、半分ですむようなことになるかもしれません。建物自体の断熱効果が高まりますとね。

ですから、そういうようなことを組み合わせると、それでも今までの住宅を建てるよりは、3割か4割割高になると思いますが、断熱効果が高いと10年くらいのうちに元が取れるような状況になるのではないかなと、今予測しております。

省エネしたために10年ぐらいで元が取れる、節約になる省エネ節約と、建てる時に余計にかかる投資とのバランスが10年ぐらいで取れるのではないかなと思いますが、そうなりますと、これをまとめた場合投資の対象になるんですね。10年で償還できて、というようなことができると、それを投資の対象として金融的な手当でもできることになるはずですよ。

そこまではまだ夢というか、かなり時間がかかるとは思いますが、努力すると数年のうちに、金融のバックアップまで付けて断熱住宅設計というのができるのではないかなと思っています。

そんなことで今、業界の、特に建設業界の皆さんにお願いをしている最中ですよ。

黒沼委員 よろしいですか。

高木委員長 はい。

黒沼委員 遅れましてごめんなさい。松本のノーマイカーデー推進市民会議の幹事もしております黒沼と申します、どうぞよろしくお願ひします。

私も、マイカー通勤削減についての企業でどういふようにそれぞれの方々が働き場所に来て、それを乗り合いだとか、車に依存するそういう通勤の形態ではなくて、どのような削減できるかということをや毎年継続的に計画を出すというふうな条例をつくったわけなんです。

だけどやっぱり長野県のような中山間地ですと、今おっしゃられたように車に頼らざるを得ないという、そういう働き場所を持っているわけなので、これがなかなか絵に描いた餅になりやすいということで、やはり公共交通をどう促進する、あるいは長野県全体の交通政策を、やはり全般的に考える必要があるんじゃないかという議論が出たわけですよ。

ところがお金がどうしても足りないよ、どこから持ってくるかということで、やはり今のこういう財政難だとかハードにお金をかけるという、そういう流れになっていないものですよ、大変難しかったです。

そこで私が考えるところなんです、今、企業が個人に出している通勤手当というものを、交通政策の政策費に出していただくというふうな、もしそういうことを提言した場合には、その企業のコンセンサスが得られるかどうかということ、ぜひちょっと教えていただきたいよ、こんなふうには思いますが。

環境保全協会 そういう発想をしたことがありませんが、直感的には恐らく一歩も進めないと思います。

黒沼委員 そうですか。

環境保全協会 ええ。やっぱりお金というのは、直接受け取る人に利益が分かるような方法で動くことが一番大事なんですよ。通勤手当というの、即その人に分かるんですよ。それを迂回(うかい)して行政から何かやるなんていっても、非常に効果は薄れていくと思います。

もしそういうことで公のお金が必要なら、自動車税の、特別自動車税かなんかを掛けるほうがずっといいと思いますよ。長野県のマイカーは、よその県より税金が高いよ。だからこそ、いい空気が吸えて、景色がいいじゃないです

か。その見返りですよというようなことで、環境税かなんかをお取りになるほうが楽かなと思います。

それで公の交通機関をもう少し整備すれば乗ってくださるのではないかというのは発想が逆だと思います。実際問題として、昔はバスが走っていたのに、乗らなくなるものでバス会社が路線をやめているんです。順序が逆なんですね。マイカーのほうが利用価値が高いもので、バスが排除されてきたというのがある、ですからその流れを変えようというのは、逆にマイカーはやらせませんよといわない限り駄目だと思います。

高木委員長

はい。

牧内委員

続き、いいですか。

黒沼委員

はい、どうぞ。

牧内委員

時間がないようですが、ちょっと話題を転換をさせていただきますけれども、先ほど会長さんのお話にあったように、もし仮に条例を運用すれば相当な人員が必要になる。これは私どもが考えても、各いろいろな組織で、いろいろな段階で相当な人員が必要になってくると思うんです。

それをサポートしていくということが、単に規制を加えるだけではなくて、いかにサポートしていくか、条例の考え方として協働という言葉を使っているんですが、まさしくそういうことを実現していくためには、ひとつは防止センターの役割というのは大きいのではないかなと、こんなふうに思っております。

これはひとつのご提案といえますか、意見なのですが、防止センターの各地域の地域センターといったようなことを、構想をしていったら各地域のサポート役になっていただけるのではなからうかなと考えるのですが、いかがでしょうか。

環境保全協会

おっしゃるとおり、現在ももう進んでいまして、県内で150人ほどの温暖化防止活動推進員というのがいます。ただこれは、「やりたい方、手を挙げてください」という方式でやってきましたものですから、地域別に偏りがあるんです。

私どもは過疎地へ行きますと、手を挙げてくださる方はほとんどいない。そういうわけで、長野市にはたくさんいるけど伊那市にはいないとか、そういうちぐはぐなことがあるのがひとつ。

ですので、その補いとして今、村は無理かなと思いますので、せいぜい町、町まで、役所の中に1人でいいですから、そういうことの旗を振るポストの人を任命していただきたいというお願いをしています。

こういうようなことは、ほんとは県が旗振り役になって、「こういうポストを設けてくださいね」と言っていたらいいんですが、なかなか県がやることでもやっていただけない。だから我々はお願ベースでやっているというのが実態です。

これは県がきちっとやっていただけるとすれば、すぐできることだと思うんです。現に40市町の中で、今、我々の会員になっていただいている地方自治体は13団体あります。ですからその3倍ぐらいになりますと。全市と町だけ

は必ず1人置いていただけそうにはなりつつあります。

それから温暖化センターがやっているもうひとつの柱の大きいのは、企業の省エネです。これは、やっぱりエネルギーをたくさん使うのは圧倒的に企業なんです。だから企業の経営者が立ち上がって「分かった」と言ってやっていたくと、効果が絶大なんです。

そういうことをやっていただき、推進をしていただき、効果を判定するような制度ができていまして、これは幾つも制度ができていまして、そういう制度を進める推進の人とか判定する人、これを我がセンターでお願いしたり育成したり、資格を取っていただいたりをしています。そして今、ほとんどの方がフル操業で活動しています。

そういう意味では企業の部分というのは、割と早く進みつつあります。

高木委員長

時間の問題をどうしたらいいんでしょうか。あまりずれ込んで。

事務局

あれですか、じゃあ30分くらいまで。

牧内委員

一言だけ。

高木委員長

はい。

牧内委員

今のお話を聞いて心強く思ったのですが、これは私の意見なのですが、今の条例の骨子(案)に足りないところは、そういう組織論のところ足りないのかなと思っています。

やっぱり今、会長さんのほうから市町村というお話がありましたけれども、マイカー通勤もそうなんです、市町村の枠を超えた移動というのもありますし、企業のお話もそうですけど、やっぱり広域的に取り組んでいく必要があって、そういうことといえば県の、来年はどういうふうになるのか、地域本部というのでしょうか。ちょっと分かりませんが、現段階でいえば地方事務所レベルで、その地域の温暖化防止センターと一緒にした人員配置、取り組みができるとかなり違うんじゃないかなと思います。これは意見であります。

岡本委員

岡本です。

センター、協会のほうからいただいたご意見を進めるために、一言お話をさせていたきたいと思います。

保全協会推進センターの皆さんはご存じのように、金融の専門家でありますし、私も県民計画というところでも、網羅的に温暖化のことは一通り考えたのかなと。ただそれが進まない一番の大きな原因のひとつが、財政的な裏付けがないと。

それから今、牧内さんのほうから組織的なという話があったのですが、財政的なという話で先ほど黒沼委員がお話をした、大きく交通システムを変えていくための財源ということで、提案をされたところで さんのご意見があったわけです。

私も前回の委員会だったと思いますが、自動車税の上乗せを交通対策に将来使えないだろうかという提案をいたしました。そして今回の条例の中では、県の地球温暖化対策という4番のところ、財政上の措置とかを調査研究情報提供をするというふうになっています。



でも さんのほうからも先ほど、それは企業の支出よりも税のほうがいいんじゃないかというようなお話があって、私の意見と重なるところがありますので、ぜひすぐにということではありませんが、保全協会のほうで、またそういったことを一緒に協力していただけるとありがたいと思います。

それともうひとつ最初の段落でお話しいただいた、相乗り通勤のことなんです。これももう随分長い間議論をしていて、堂々巡りで一步も進んでいないというのが実感です。

それでひとつ今日ここで話をいただいた中で、これは委員なり、こちらの検討会のほうの宿題ということになるのかもしれませんが、相乗り通勤をした場合に、労災が適用にならない事例があるから難しいのだというところで話が止まっています。

それでは実際県内で、通勤途上の労災事例というのがどのくらいあったのかということをもとに数字を出して、検討していくべきだというふうに思います。そういうことがあるかもしれないから大変なんだという話では一步も進まないと思っていますので、どのくらいの事例があるのか。そしてもしそういった制度を取り入れた場合に、リスクがかかってくる事例はどのくらい予想されるのかということ想定すると。

それに対して、何か手当てができないかということですね。その場合に、これはひとつの案なのですが、特に環境保全協会に結集している300社は、日ごろ啓蒙(けいもう)啓発あるいは自主的な活動ということで、熱心な企業さんというふうに考えておりますので、例えばこの300社が中心になって、あるいはそこに県も加わりということでもいいと思うんですが、考えられ得るリスクを担保するための、新しい保険制度をつくって、この企業が、あるいは県と協働してその保険代金を積み立てていくということが考えられないかどうか。

私は、県民計画を考えているときに、交通政策課長さんのところへ、私の知り合いの保険屋を連れて行って、新しい保険をいくらかでもつくれますよという話までした覚えがあります。それもひとつも進んでいないみたいなので、特に具体的にお金の問題として精査していく。そしてそれを誰が、どう負担するのかというところを、ちょっと条例化までの間に検討できれば、この問題を少し進めることが可能になってくるかもしれないというふうに、お話を聞いていました。

ご意見がありましたらお願いします。

環境保全協会

私は交通法規はよく知っていますが、労災はよく知りませんが、例えば5人の人が、今度こういうルートで拾いながらどこそこまで行きますという、そのルートさえ確定して、報告してもらえば、そのルートを通って起こった災害は労災を適用しますよというようなことに、ちょっと変えてもらえばできることだと思うんですよ。

それも法律を変えてもらう手段のひとつですし、あるいは特区をつくりまして、長野県全下、相乗り特区みたいなものを申請して認めてもらうということも、可能ではないのかなというふうには思います。

岡本委員

簡単に話します。

それは私も思い付いて、去年の秋に特区申請を出したのですが、 さん、何か門前払いのような形でそのままになっていますね。もう一回チャレンジしますか。

環境保全協会

よろしいですか。

相乗りの場合、もうひとつあります。朝はいいんです。マイカー通勤節減運動に参加された会社で、1社だけ3カ月間相乗り運動をやったことがあるんです。3カ月間という期限が、ひとつヒントです。

それからもうひとつは、申し上げかけた朝はいいんですが、帰りがばらばらなんです。買い物へ行く方やら、病院へ行くとかいろいろあって、非常にそこが困っていました。参考までに。お金じゃないんです。

高木委員長

だいぶもう時間が来ておりまして、今日いただいたご意見の中で優先すべき運輸部門と民生・家庭部門というのは、全く私たちとある意味では同じ思考を持っております。

やりたいことも、ほぼ同じ方法です。実際にこの条例が仮にできたとして、それを実行していくときに温暖化防止活動センターあるいは環境保全協会に、いろいろとご協力をいただかなければならないことが相当あるということ、我々は前提の上でこの条例をつくっておりますので。

環境保全協会

そうですね。それは、困るな。

高木委員長

勝手にやっています。

環境保全協会

協会、それからセンターとも人の数がありさえすれば、やりたいことは山ほどあります。ところが人の数といっても、その人たちは生活していますので、お金差し上げないといけないんですね。ところが、差し上げるお金はどこからも出てきません。

そういうわけで、ただで働いてくれる人を頼りというわけにもいきませんので、やっぱりどこかからお金が出ないと人も雇えない。人を雇えないと、いくらご要求をいただいてもできないと、こういうことでもあります。

今のところ、人員とやっている仕事は、ほとんどすき間なくやっています。多分こういう、どちらでもいいような協会では、ものすごく生産性が高いんじゃないかと思えますけど。

高木委員長

保全協会あるいはセンターの機能をどういうふうに強化していくのか。それに県が何ができるのか・・・。

環境保全協会

そうですね。

高木委員長

もちろん考えていかなければ、一方的な話ではないですし、それから推進員をこれからどういうふうに運用していくか、ということに関しても私達としても今のが完全だとは思っておりませんので。もっと強力で推進できる体制づくりということも考えておりますので。骨子(案)の中にも推進員さんのことは挙げてありますし、センターのことも挙げてありますので、今後ともご協力のほどをとということなんです。何か。

環境保全協会

センターを担当しています。です。よろしくお願いたします。挙げました意見の一番最後の、4番目に「県民や議会の意見を条例に反映する」という

ように差し上げてありますけれども、県民計画そのものもいったい長野県民にどのくらい浸透しているのか、という一番大きな問題があると思うんです。

今回も、この条例の骨子(案)をホームページに出ているようなんです。それからまた県内4箇所で説明会を開くというようなのがホームページに出ていますけれども、今日こちらに県のホームページの1ページ目を持って来たんですが、残念ながらここには出ておりません。これにたどり着くまでには、クリックを4回ぐらいしなくてはいけない。しかも、それを見るという意味を持って探していかなくては出てこない。誰でも、さっと分かるような状態にはなっていないんですね。ましてや、現在、県の広報紙が発行されないで、ただ新聞にぴらっと出るだけの方法しかない段階で、どうやって県民にそういうものを知らせていくのかということ、これを真剣に考えていかなければならないと思います。

高木委員長

今いただいたご意見、例えば現在進行形のこの条例の意見を募集しているよとか、説明会がありますよということがホームページの中で我々の環境系の仲間が探そうと思うと結構大変だという現実があり、ここにあると分かっているのにどこにあるのかが分からないという現実があるという指摘を受けておりますので、できるだけ早急にもうちょっと分かりやすい位置にURLを入れていただいて、理想はトップページのどこかでそれが出ていけば一番いいわけですが、その辺は県の中のいろんなことがあると思いますが、もうちょっと分かりやすいようには是非、早急に検討をお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。だいぶお待ちの方もいらっしゃる・・・。

環境保全協会

こちらは申し上げたいことは、申し上げた。みんなじゃないけど。

高木委員長

別に今日が終わったらもう2度と会わないというお話ではございませんので。

環境保全協会

私共の立場は、むしろ皆さんと同じ立場、推進する方の立場ですから。意見は普通に申し上げればいいと思うんですけれども。

高木委員長

テレビのないところでも、いずれでもお話できると思いますので、また遠慮しないで、我々も遠慮しないでいきたいと思いますから、今後ともよろしくお願いいいたします。

一 同

どうも本日はありがとうございました。

(関係団体：(社)長野県自動車店協会)

高木委員長

私がちょっと遅れてきうえに、更に進行が遅れてしまってお待たせしてしまってどうも申し訳ございませんでした。

司 会

それでは(社)長野県自動車店協会との意見交換をお願いしたいと思います。先ほども申し上げましたけれども、この意見交換会につきましては、何かを決めるというものではなくて、実情をお話しいただきまして、県民総参加の条

例づくりに生かしていただくということで、委員さんたちと忌憚(きたん)のないご意見の交換をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

高木委員長

じゃあこれから意見交換を始めさせていただきます。

委員の皆さんにはお手元に自動車店協会からの提言という形で、あらかじめ資料が配られているかと思しますので、その資料を提案と、あと統計資料その他いろいろ入っていますが、ご提案を最初に説明していただいて、それをベースに話を進めていけたらと思しますので、よろしく願いいたします。

自動車店協会

はい。ではちょっと自己紹介をします。ちょっと封筒をご覧いただきたいと思えます。

高木委員長

封筒は、我々のところには来なかったんじゃないかな。

自動車店協会

え。

高木委員長

封筒は我々のところに来ない、みんなまとめて。

自動車店協会

あの、本日は、私ども(社)長野県自動車店協会と、こういことで出席していますが、平たくは販売店協会でございます。

ちょっと説明を申し上げますが。私は協会の専務理事の でございます。よろしく。

私は、長野トヨタ自動車の営業本部長の と申します。会社では新車の、あるいは中古車の販売の統括責任者をしております。それからあと、専務のほうから話がありましたが、販売店協会の中では普通車部会の小委員長をしております。それからあと環境部会あるいは東部町にありますリサイクルセンターの運営委員会、その委員を務めておりますので、売るほうと環境面と両方の立場で今日のご出席させていただきました。よろしくお願ひします。

それでちょっと、理解していただくためにいろいろ資料をお送りしたけれど、きっと読む時間がなかったと思えます。本当は母体は長野県販売店協会とって、車を販売している皆さんで組織しています。これは昭和31年にできています。

その後全国的な組織ということで、この3番目にある(社)自動車協会連合会長長野県支部と。これはどこでも群馬県なら群馬販売協会だし支部ということで、これは経済産業省と国土交通省の共管団体です。これは全国どこの都道府県にもあるけれど、あとの2つはどこにもない団体を長野県は持っているわけです。

それが今、一番上にある(社)長野県自動車店協会、これは平成3年に知事認可できまして、これだけの車社会になって何ら社会参加活動をする必要性があるということで、この知事認可を得ました。やはり任意団体では、なかなか許可、認可、登録、その他強いあれができないので社団法人化をしました。

言うまでもなく車社会ですから、交通安全と環境保全を定款に取り上げてやっています。そういうことでその定款上に、今日のいろいろな環境問題も入っ

ていますので、店協会ということで一応出席しています。

さらにご案内のとおり、使用済み自動車、昭和から平成になってから野積み、その他放棄、いろいろな問題があって、やはり車を売った者の責任として引き取った車は環境に配慮しながら自分の手で解体、リサイクルをしなければいけないということで、平成7年に協同組合をつくって、東部町、現東御市でリサイクル解体事業をしています。それが協同組合。

ですから私ども販売店協会の会員になろうとすれば、4団体に加入しなければならない。イコールなんです。組織はイコールということで、会長、支部長、理事長は長野トヨタの会長である ですし、私は専務ですがこの4団体すべてを統括しています。そういう団体でございます。

そんなことでいろいろ事業展開をしてきまして、私ども今日は事務局の提言または2人の提言ではなくて、早速普通車部会で1カ月ほど前に提案事項をお聞きしましたので、委員会、部会を開き、それから決定機関である正副、それから各部いろいろ大型とか中古とか環境部会があって、そういう部会に常任理事会があって、そこで決定したのがこの提案です。

ですから私ども販売店協会としての意見、提言でございますのでご理解いただきたいと思います。なおかついろいろ今日、そういう事業展開をしている中で、先ほどもいろいろ環境(保全)協会、私ども店協会もリサイクルセンターも、環境(保全)協会の委員に両方入っております。そんなことでお話を聞いておりました。

それでは時間的な関係もありますので、提言事項についてちょっと一瀉(いっしゃ)千里で申し上げた上で、お話ししたいと思います。

まず条例についてです。いろいろと排ガス、その他もろもろで大変条例の中には車に関するのですが、条例制定の内容について案というか、いろいろな意見について検討しましたが、これについては前向きに賛成であると、こういう意見でございます。

その中で直接私ども販売協会にある関係、これは前の資料からそういうことで、運送部門の中で2つございます。まずはひとつは一定規模以上の自動車販売業者は店頭において購入者にうんぬんということは情報提供をするということで、これは規定化に賛成でございます。

そう申しますのは、そこにもありますが10月1日現在35社で、国内メーカー11社すべて入っております。それから外車の一部も入っていて、営業所・支店等が皆さんと直接関係があるのが400、従業員が約6,500名というのがこの団体で、新車販売の比率からいいますと、そこにありますが昨年になりますと91.7%というのが我々会員の新車販売の比率でございます。

そんなことで、低燃費、低公害車の普及開発については、各社は当然やっていますし、我々も既にそういう店協会を平成3年に設立した後、県が主催します環境フェア、それからこのごろも運輸支局がやりました、協会としても低公害車、低燃費車を出展したり、もちろん今日おりますが各店でもそういうことでやっていますので、何らこういうことに規定化することについては賛成でございます。

それから2番目の、今度買うユーザーに対する努力義務ということで、使用することの義務でございます。これも大いに賛成ですが、努力義務というのがはたして先ほども二人乗りとかいろいろありましたが、なかなかこれは実践できない。

経験から申し上げますが、例えば車ですが自家用車は1年に一遍ずつ定期検査を受けて、2年ごとに車検と。その定期検査、バンとか商用車は半年に一遍ずつ定期検査を受けて1年ごとに車検。それから自家用車は2年ごとに車検。その前に定期検査を受ける人がいないんです。50%なんです。だから今月も、全国一斉に定期検査月間ということですから、なかなか努力義務といっても大変でございます。受けなくても車検は受けられるんです。そういうようなことで努力義務というの。

ここで申し上げますと、もちろん長野県はトップクラスです。その資料1にありますように、世帯別でも人口別でも全国トップクラスの保有率です。ですから先ほども公共交通機関といろいろ言っていますが、それをいかに現状をどのようにあれするかというのが大きな課題だと思います。

そこで申し上げておられますのが、ご案内のとおりそのコメントの1ページのところを見ていただければ、世帯数では3位2.35台1世帯、人口では1.2人、1人に1台ずつある。企業の台数も多いのですが、全国1位ということで、全国ベースからいくと、全国は世帯は1.55、人口では1.64ですが、そういうことでこの車社会、特にトップクラスの長野県にあって、この辺をどういう対策をしていくかというのは大きな課題だと思います。

そこで努力義務でございますので、そこにもいろいろと書いてありますが、経済性やいろいろな問題があって、必ずしも難しい問題ではないということで、そこで先ほども自動車関係税の話がございましたが、例えば自動車税とか取得税の面で軽減をするとか、そういう措置をすることによって、やっぱり経済的な援助をすることによって、皆様方が買いやすい状態になり、そういうことが守られるんじゃないかと。

そういうことで、ぜひ行政でもこの面を買っていただきたいということでございます。それから合わせて、自動車を購入した際、当然交換で下取りに出しますが、その中で年数は別として低年式車、努めて使用済み車として適正処理するようにしていただきたいということで、これは廃棄自動車にするか中古車にするかは、あくまでも買い側ではなく所有者の権利なわけです。

有償で買おうと、逆有償で渡そうとそれはあくまでも、それに関連しては次のほうでその理由は申し上げますが、いずれにしるそういうことでできるだけ低年式車は車としてではなくて、やはりビジネスという、ただ金になるかならないかじゃなくて、環境面からそうした、せっかく今年1月から自動車リサイクル法ができていますから、その法律に乗った適正処理をするほうに、お客さまに対して買い手であるディーラー等々、そういう働き掛けを権限があるのでやっていただきたいということです。これが当対策委員会から提案があった事項に対する回答です。

次に当協会としての、ひとつ提案でございます。カーエアコン用フロン、これはご案内のとおりでございます。オゾン層、地球温暖化の最たるものでございます。この関係ですが、平成6年をもって特定フロン、CFCです。それから以後はHFC、これは前の特定フロンはオゾン層ですし、後のほうは温暖化に大変関係あるので、それは委員長の高木先生がご案内のとおりでございます。

これが車には300何十グラムぐらいずつ残っているわけでございますが、平成14年10月にフロン法ができました。そのまずいところは再利用がいいということです。なおかつ今年自動車リサイクル法になって、そこへ移行しても再利用は認めています。この関係についても、今うちでリサイクルをやっている

ますが、大体解体に出てくる主流は平成6年車です。

ですから特定フロンについては、もう再生したら100%破壊しなさいという条例ですね。長野県では法律ではそう。というのは東京都でも、そういうことをしたり、いろいろしていますので、やはり条例の中で積極的に、もうそういう古い車で、エアコンが効かなかつたら暖かい車に乗ったり、新しい車に乗り換えればということで、これは抜いてもあれしないということで、あとコメントのほうに数値がございしますが、そういうことでぜひ県において、そういうものの再利用をやめていただきたいという提案でございます。

もうひとつは2番目に多燃費、非低公害車の中古車類の県外、海外搬出について抑制をしていただきたい、こういうことでございます。ご案内のとおり、自動車リサイクル法ができて、俗にいう廃棄自動車、解体事情がまるっきり変わってしまった。強いては悪法とまでは言わないが、適正放置やら適正処理をすべき法律が悪用されて、結局それが今海外へ行ってしまいました。

問題はこういうことなんです。結局、車は長野県だけの問題、日本の問題だけではなくて、世界に通じる。2日、3日たてば海外へ行ってしまふんです。特にこの地球温暖化にはCO<sub>2</sub>という問題が出てきますが、特に日本車は世界に確たるものでございます。

せっかく長野県でお客さまが低公害車を買ったけれど、その2倍、3倍出る車が東南アジアやらロシアへ行ったら何もならない。これは高木先生がご専門ですのでご存じですが、そのせいで酸性雨などの原因になってしまえば、何の意味の環境保全であるか。そのくらい車の社会というのは、長野県だけではすまされない。そこまで考えた措置で、ぜひこういう排ガスの大変大きいのは県内から排出する規制をしていただきたい。

そういうことで県内で出た使用済自動車は、県内で適正処理をしていただきたいと、こういう提案でございます。

そんなことでいろいろと資料を用意しました。フロンの実態とか低公害車の普及率などありますが、これも大変失礼ですが長野県はあまりよくありません。7ページをご覧くださいればお分かりだと思います。

普及率ですが、これは登録、実際に調べた数字ですから間違いございません。右欄を見ていただければ、登録の際の普及率、例えば長野県は平成16年度63.2%です。それから北陸と信越というのは、新潟・長野・石川・富山を含めてですが、これは67.5なんです。それから現在保有している台数ですね。180何万台、長野県の中に。その保有率の低公害車等々は、長野県は16.3、それから北陸では17.7なんです。全国平均でも19.3なんです。保有者は全国トップクラスにありながらこういう実態と。そういうことで先ほど訴えました。それから次の8ページをご覧ください。

フロンでございます。これは大変失礼なんです、県で各関係団体からフロンの回収やら、破壊量を調べている数値です。これはうちの協会と他の関係団体から報告があった数値でございますが、こういうことでうちの台数からいえば29%ですが、問題は破壊した量がうちの場合は48%、50%近いんです。合計が下のほうにありますが、CFC特定とHFC代替を含めまして台数では36%ですが、回収は49、破壊は54と。

結局36%の台数で破壊ということになると54%という大変高い数字になっています。それからもうひとつ同じく自動車リサイクル法ができてやっていますが、13ページをご覧くださいと思います。

これは全国の自動車リサイクル法に基づいたフロンのあれなんです、百分

率にしまして、この真ん中にフロン回収入力、これは絶対的に1台、1台入力しているのも間違いなさそうですが、経済産業省が16で発表した数字、全国では110万台ですが、うちの協会としてやっているのは7千何万台ぐらいで、全体の0.6%の内訳である。いかにほかがやっていないかということです。そういうことで盛んに、地球温暖化やらいろいろ騒ぎます。

最後に14ページでございます。こういうことで今言ったように、どんどん悪い車がいきますと、既にこういう状態が海外でできてきているということで、あといろいろな調査を私どもはやってますが、そこでございます。

それからなお、参考までに海外輸出関係で申し上げますが、これも実態調査でございます。長野県に近い富山、新潟港から中古車、もちろん純然たる中古車になりますが、毎月富山から1万台強、新潟から7千台強がロシアを主体として出ている。こういうことでウラジオストック等々で使ったものが、だんだん山を越えて二番せんじ、三番せんじ、そういうものが凍原原野に捨てられている、そういう実態です。

そんなことで、ぜひそういうことがないように、この辺についても低公害車等の県外排出を規制することによって、こういう弊害が防げるじゃないかと。

一応時間的な関係もあり、雑ぱくな説明でございましたが、以上でございます。

高木委員長

どうもありがとうございます。

今、協会の現状と、特にリサイクルセンター、今は東御市ですね。そこにつくられているところでの回収の現状等も含めて、ご説明をいただきました。基本的に条例で我々が規定したところというのは、「自動車販売事業者は自動車に関する」というところですが、ここに関してはほぼご賛成をいただきましたし、今もご説明だと我々が想定している一定以上の台数、一定規模以上のところと相当する部分がほぼ90%以上、つまり皆さんの協会に入っているところが90%以上で、10%弱ひょっとしたら非常に小さい販売店みたいなところでやっているのがあるのかなという現状も把握をさせていただきました。

非常に心強いご説明を受けたので、その点に関しては私どもとしては多分皆さん安心したというか、ほっとしたというのが現状だと思います。ここではそれ以降のご提言をいただいているわけですが、その辺に関して委員の方から何かご意見等々ございますでしょうか。

言葉の使い方の確認をしておきたいのですが、低年式車というのは販売してから年数があまり経っていないという意味ですよ。

自動車店協会

いや、低年式は経っているんです。

高木委員長

経っているんですか。

自動車店協会

はい。

高木委員長

ここがよく分からない。

自動車店協会

これは、ちょっと業界の言い回しですが、古い車が低年式。

高木委員長

古い車。具体的には、何年以上ぐらいのものを言うのですか。



自動車店協会 8年以上。

高木委員長 8年以上のものを低年式車と言うんですね。

自動車店協会 そうです。

高木委員長 それからもうひとつ。

自動車店協会 8年、もうちょっと前ですね。今は、その辺もちょっと業界のほうもいろいろ区分けが違ってきまして、低年式は6年以上ですね、6年以上。いや、ですから低年式だから、すべて使えない車ということではないです。車を登録してから何年かまでを高年式、中年式、低年式とただ区分けしているだけです。特に車が悪いとか、そういう意味ではないです。

高木委員長 6年あるいは8年以上経っている車については、使用済み自動車として処理をするべきだというご提案。  
分かりました。

自動車店協会 そこにもありますが、特に長野県の場合は今も 専務が申し上げましたが、業界としてはだいたい10年、走行キロ10万というのが、一時期リサイクル法ができる前まで、そういうものが廃棄自動車というひとつの申し合わせというのがあったわけです。  
そんなようなことですが、10年以上が長野県の場合は28点何パーセントと、全国ベースより高いんです。車の保有も多いし、それから低年式車という古い車をお使いになっているあれが、大変長野県も。だからCO<sub>2</sub>にしる、何にしる、結局そういうことですね。

結局低年式車という、少し古い車というのは、今の新車のいわゆる低公害車とか低燃費車とはかなり差があるわけです。非常に公害上問題もある。それを本来であれば、もう通常なら商品価値からするとリサイクル、解体するという、使用済車として解体するというのが、本来の考え方なんです。

何でそれが中古車として流通をするかということ、結局7年、8年乗っていますからお客さまとしては下取り車の価値が、もうほとんどないということ、お客さまも承知しているわけなんです。ですから下取り価格はゼロ。

ところがこれを中古車の業界へ持っていきますと、そこそこ商売になってしまいうんですね。それが3万とか、5万で売れるわけです。下手すると海外へ持っていくと、それが10万ぐらいで売れてしまうわけです。

ですから本来は、もう車としては使用済車として解体処理すべきものが、ビジネス優先でいろいろなブローカーとかいますので、そういう人たちがそれを商売のネタとして使ってしまうものですから、その車がまた生きてしまうということなんです。

一方では低燃費車あるいはハイブリッド車というものがどんどん普及していく一方で、本来はそういうものがどんどんなくなっていくわけじゃないわけです。それがなくならずに残ってしまっているところに問題がある。

それが今、専務が説明したように県外であったり、あるいは海外であったり

ということなんです。

長野県の場合は海がないでしょ。塩分がないんで、新潟、富山へ行ってもさびるというのが少ないんです。だから結構いいお値段で売っているから、利用価値が高いことは高い。そういうことですね。

高木委員長 長野の場合には塩カルの問題で、そういう状況ってないんです、あまり。

自動車店協会 塩カル程度は、大して影響がないです。

高木委員長 そうですか。

自動車店協会 潮風というか、そういうもので、車の。

宮本委員 いいでしょうか、すみません。委員の宮本と申します、よろしくお願いたします。

一家庭の主婦として、私ども自家用車に限りませけれども大切に使って、なるべく長く使うというのが省エネになるかなと考えて、何度も何度も車検を繰り返しまして、車が使えるだけ使えるというのが一番いい方法と想着ていましたら、こういうことをお聞きしまして、本当にそうなんでしょうか。

これから考えを変えていくには、どこかでこういうことをよくピーアールしていただかないと、一般の消費者はまだ理解不足かなと思っております。

自動車店協会 車の排出ガスであるとか、性能、あるいは燃費とかということだけを考えますと、できるだけもう今の車に替えていったほうが、こういう環境面に対しては間違いなく向上すると思います。

大事に乗っていただくことは、ものすごく大切なことできちんと点検さえしていれば、車というのは今10年でも平気で乗れるんですね。ただそのときの、エンジンの構造であるとか、メーカーの生産技術と今とはかなり違ってきますので、車としてはもちろん十分使えるのですが、いわゆる排気ガスのそういうレベルで考えますと、現在の車よりもかなりレベルは低いですから、そういう点では入れ替えていくほうが、こういう環境問題に関してはいいとは思いますが。

高木委員長 多分今の宮本委員のご質問というのは、皆さんが持っている疑問なので、いわゆるライフサイクルアセスメントを考えていただいて、製造から廃棄に至るまでのすべての流れを追った上で、燃費のことだけを考えていて、じゃあ最新のモデルは3年ごとにみんなが買い替えていくのが地球のためにやさしいのかとはとても思えないので、だからライフサイクルアセスメントできちんと示していただくことによって、「うちの車は、もうここまで来たら買い替えるのが地球のためにもやさしいんだ」ということが、はっきり分かると思うんです。

それは販売店というよりはメーカーサイドの話だと思いますので、メーカーサイドのほうにそういうような要望を上げていただいて、製造から廃棄に至るまでのすべてのエネルギー的、要するに環境の面から見た上で何年くらいで替えるのが一番正解なのかというようなこと、それから多分車種等によっても違いますので、例えば自分の乗っているクラウンならこのぐらいとか、非常に

燃費のいいプリウスだったらこのくらいとか、そういうことが分かるようなものが出てくると、多分消費者が惑わないということも含めて。

自動車店協会

先ほどの条例の中に案としてありました。店頭においてお客さまにいろいろご説明をするときに、今の宮本委員のような質問されたようなときに、正直なところまだ的確にお答えができないんですよ。ただ燃費がこうなっていると、計算するとガソリンがこのくらい少なくなるとかという程度のご説明しかできないので、確かに今おっしゃられましたように、車のライフサイクルとしてこうなんだ、それと環境問題と合わせてどうなんだということをごきちんとして説明できるようにしないと、確かに売る側としてはまずいかなと、そういう認識は持っています。

高木委員長

いいですか。

黒沼委員

同じです。メーカーでは、今までは年数がたつと壊れたねじがもうないのでということだったのですが、メーカーではねじ1つ補強できるような体制に変わったというふうに聞いております。販売のほうでも、個人の持つ生活のスタイルに合わせて細やかにそういうアドバイスができれば、それは進むんじゃないかと思います。

だから全体的に所有台数を今の長野県の保有台数に比べてはどうだということは一概に言えないのではないかというのが私が思っている感想なんです。

高木委員長

今の最後のことがよく分からなかった。

黒沼委員

すみません、私もちょっと理由付けができなくて。高木委員長がおっしゃってくださったので。

高木委員長

時間もだいぶ押してきているので、フロンのことについてなんですが、このフロンに関するご提案とか県外あるいは海外搬出の抑制を、例えばこの条例の中に入れるというのはなかなか難しいとは思いますが、それはそういうご意見があるといことを環境面から見てどうなのかということは、県のほうでも今後検討していただくという以上の、踏み込んだ答えは多分出せないだろうと思います。

ちょっとフロンのことについてお聞きすると、先ほどご説明いただいたときにちょっとよく分からなかったのは、要するに東御にあるリサイクルセンターに持ち込まれた自動車に関しては、フロンは完全に回収して破壊をしていると。

自動車店協会

そうです。100%。

高木委員長

そういうことですね。100%やっているということですね。

自動車店協会

再利用は1グラムとてなし。

高木委員長

ところがそこに入ってこなかったフロンに関しては、さまざまな用途に再利

	用をされている。
自動車店協会	<p>再利用しているか放出しているか、それは他の。</p> <p>外へ放出してしまっているか分からない。</p> <p>分からない。私ども、知るあれは何も。だからうちをあそこで、たった20%か25%の車しか処理していないんです。正直言って10何万台の廃棄自動車が出るんです。長野県の。数字からいうと。それでそのうちの20何パーセントしか出していないのに、統計で破壊したというのがもう60%から70%やっているんです。だから逆転しちゃっているんです。</p>
高木委員長	そういう意味か。
自動車店協会	そういう意味合いで、これだけ地球温暖化って。
岡本委員	そうすると60%から25%というのは、非常にグレーな処理の仕方をしている可能性があるという意味ですよ。
自動車店協会	そうです。だから法律的に再利用ということは、放出しても再利用と報告すれば。
岡本委員	放出したのに、書類だけそういうふう書き換えている可能性があるということですね。
自動車店協会	そうやれば別にすんでしまう。だから地球温暖化と騒いでも。
高木委員長	ちょっと私は覚えていないのですが、フロンを大気中に放出する、特に特定フロンに関して放出することは許されて。
自動車店協会	いないですよ。それは当然。
高木委員長	いないですよ。
岡本委員	いません。
自動車店協会	いないんだけど、そういうことで。結局お金がかかるでしょ。だから結局。
岡本委員	高取りして処理をしないで、将来証拠が残らないから放出しちゃうという業者がたくさんいる。
自動車店協会	たくさんいるかどうかは、私は。
岡本委員	いるのではなかろうかという意味です。
自動車店協会	数字上では。

岡本委員	数字上でね。
自動車店協会	いずれにしる、そういう数字上で、実際には。
岡本委員	これは国のフロンに対する規制の法律が不備だからということですよ。
自動車店協会	高木先生は知っておられると思いますが、全国に脱フロン全国連絡協議会というのがあって、群大の。
岡本委員	ストップフロンですね。
自動車店協会	はい、ストップね。群大の工学部のニシノ先生が、今、代表をやっていますが、全国にあってNPO法人になっている。いろいろそういう人たちにも私もオーナーやら関係部長も来て。 だから必要以上に、私どもフロンについてはチラシをつくったり、ピーアールになってしましますが、こういうフロン取扱業者を規定であれしているんですが、協会、団体でつくって400の拠点へ2枚ずつ渡す。 今度のリサイクル法についても、協会で作ってすべてこういうところへきちっと処理をしているか、どこで破壊して、どうだということまできちっと書いてある。うちはすべて破壊した結果の数字を出しているんで、うちで適当な数字を出しているわけではございません。それだけフロンについては平成4、5年くらいから取り組んで、あまり手前みそで恐縮ですが、環境フェアなどのときにも、これが職員が刷ってやる。
高木委員長	見ております。
自動車店協会	こういうことでやっています。それだけに強く感じるんです。
岡本委員	業界がそれほど率先してやっていただいているようなことなので、条例で何とかもう少し応援をしてほしいと。
自動車店協会	しない限りは、法律で再利用を認めてしまっているんで、それを条例で何とか、そういう規制を、再利用を排除すると。
岡本委員	条例でどこまでできるのか、精査していただくということが必要かもしれませんね。
高木委員長	そうですね。はい、分かりました。 当然フロンの再利用がどうのこうのという踏み込み方もあるし、それからリサイクルセンターにきちんと持ち込まれるようにするという踏み込み方もあるわけですよ、多分ね。それはいけないの。
自動車店協会	それは、年間に2万4,000台の処理能力があるんです。リサイクルセンターは。ですが実質的には20%が組合員外ということで、100%あれじゃなくて。基本的には組合員である販売店が下取りした中で使用済み自動車を処理する

というので、一般からの持ち込みは20%枠ということですが微々たるものです。

高木委員長 能力的には、まだまだ台数は増えても大丈夫なんですね。

自動車店協会 ええ、今。

高木委員長 十分問題ないですね。

自動車店協会 今は15%、20%落ちぐらいになる、前年に対して、法律ができて。それが今言ったように、変な車が海外へどんどん行っている。そういうことでこの辺の県外から国外については、地域に登録してからするとか、何か抑制措置をすることによって、多少でも変な車が県外、国外へ出ないんじゃないかという発想から申し上げます。

高木委員長 はい、分かりました。

今のお話の部分に関しては、とにかくこの条例の中にそれを書くことは多分難しいのでは。先ほども仕上げましたように、どうということが我々としてサポートできるのかということを経後の宿題として承っておきまして、ということにさせていただきます。

それからこの骨子(案)の中でも、県の責務として地球温暖化対策を効果的に行うために必要な助成、税制、その他の経済的措置に関する調査、研究を行うという項目が入っておりまして、先ほどおっしゃっていた低公害車、低燃費車に対する何らかの税制的な支援というようなことは、多分その中に入っている項目だと我々は認識しています。もちろんお金の問題もありますので、もしお手元に骨子(案)のあれがあれば、県の温暖化対策の中のhの項目で、要するに県はこういうことをやるということのほかにも後ろに書いてあるような温暖化対策がいっぱいあるわけで、それを効果的に実施するために必要な助成等を行うということもありますので、どこまでできるかはともかくとして、我々としては県に対してもちゃんとやってくださいよということ、文章の中に載せているつもりですので、それはご理解いただければと思います。

自動車店協会 今、環境税問題が国で出ていますが、ここにもあるように自動車は使う場合は9税あるんです。9つ。特に大きいのが自動車税、県。取得税、この取得税は二重税ですね。取得税を払って消費税を払うんだから。こんなばかな。これはみんな消費者は反対しているんですね。いろいろアンケート調査をしても、先日意見を聞く懇談会でも。それから重量税、この辺はある程度行政メインですね。

本来は本則3%なんです。それが暫定でみんな5%になって、そのまま今日に。だから大変車が高いと。税金で高いのに、車が高いというのが消費者にも印象を与えたりしています。

それから手前ごとですが、うちの関係団体の車、17年から。こういうような程度の調査、それを1年目やって台帳を作って、その次年度はどのようになったかというような、例えば車名、登録番号、それから初年度登録、低排ガスか低燃費車かと、こういうような程度のものを、会社からあれされれば、その会社、企業がどれだけ翌年までに改善されたかというような。参考までに、そ

れは書いていないんです。たまたまうちで、こんな程度 of 会社に対する調べならよろしいかとね。

これもひとつの提案ですが。

高木委員長

県としても低公害車、低燃費車に対することをどういうふうに普及させるかということに力を入れる部分がありますので、今おっしゃられたようなデータについてはご協力をお願いすることも今後出てくると思っていますので、そのことについてはよろしくお願ひいたします。

大体時間的にだいぶ過ぎてしまいましたので、遅れてスタートして、でも一応40分、ここでもまた遅れてしまいました。

自動車店協会

もうひとつだけ、これはご参考にとってお話ししておきますが、実は低公害車、低燃費車の一番代表的な車は現在トヨタのプリウスでハイブリッド車なんです。実は飯田というのは非常にハイブリッド車の販売台数が多いんです。

飯田市ね。

どうしてかと思って私が確認したら、あそこはやはり市とグリーンクラブという消費者団体がありまして、そこで低公害車をもっと普及させようということで、市ぐるみでいろいろ取り組んでおられる。一部我々も何か協力できることがあればということでパンフレットをつくったり展示会をやったり、そういうことをやっています。

そういう結果、結構ハイブリッド車の販売台数が増えてきていますので、そういう地区、地区の団体とか我々販売店とかでいろいろ協力し合いながら、そういう活動をやっていくのも非常に大事なことじゃないかなという感じはしていますけど。

高木委員長

牧内さん何かありますか。

牧内委員

いえ。

高木委員長

よろしいですか。だいたいこれでよろしいでしょうか。  
どうもありがとうございました。

自動車店協会

失礼しました。

( (社) 長野県エルピーガス協会 )

司 会

それでは、引き続きまして(社)長野県エルピーガス協会との意見交換会をお願いしたいと思います。

先ほどから何度も申し上げてますように、本日ここで何か方向を決めるというものではなくてですね、忌憚のないご意見の交換をお願いしたいという趣旨でございますので、よろしくお願ひいたします。

高木委員長

どうも長いことお待たせして申し訳ありませんでした。いつもこの検討会も何回もやっているんですが、予定どおりに終わったことがなくていつも1時間、2時間遅れて、私の進行が悪いんですが、委員の皆さんに非常にご迷惑を掛けています。今日までそんなことはしない方が本当はいいんですが、ついついお互いに言いたいことがある体質なのでやっております。12時を少し過ぎても構わない覚悟でやっておりますので、忌憚のないご意見をいただければと考えております。

今日いただいたいくつかの資料に関しては、今日のためにというよりはあらかじめ作られた資料について我々も事前に配布を受けていて、全部を目をとおす時間はなかったんですが、大体どういう資料なのかというのは見ているつもりです。

まず、私共が骨子の中でエルピーガス協会ということ言うならば、エネルギー供給事業者という形で若干触れている部分がございますので、まずそういった我々が触れたことに対するご意見もいただきながら、まず資料等を使ってご説明いただければと思います。

L P ガス協会

(社)長野県エルピーガス協会の と申します。よろしくどうぞお願いします。座ったまま失礼いたします。あらかじめ用意いたしました資料についてざっと説明申し上げたいと思います。

まず、この「L P ガスガイド」という冊子でございます。L P Gと大きく書いてございます。実はこれを理解していただくとL P ガス博士になっちゃうんじゃないかと思うような内容なんですけれども。

2ページを開いていただきますと、1番のところはL P ガスって何ということ、「L P ガス」といっているのは総称でございます。その中身は何かというとプロパンとかブタンとかプロピレンとかいろいろ固有名詞を持ったガスがあるんですけれども、私共が取り扱ってますのは分子式で言いますと $C_3H_8$ というプロパンガス、これが主体でございます。このプロパンガスというのはですね、中近東を主体としてサウジアラビアを通して原油を生産するときには製造されるものと、あと、オーストラリアですとかを通して輸入されています。その辺の流れがですね、6ページをご覧くださいと思います。7番に流通経路が書いてございまして、左端に産ガス国とあります。つまり、原油を掘削するときにはこのプロパンとかブタンとかこういうガスと一緒に産出される。これを専用タンカーで輸入しまして、最終的に消費される。

一方ではですね、下の方に産油国とあります。原油をタンカーで国内に運んで来て国内で原油を精製してガソリンとか灯油を製造するときにはプロパンガスも一緒に作られるということで、この割合がどのくらいかといいますと、産ガス国から輸入されるものが国内消費の大体3/4くらい、国内で原油精製をするときにプロパンガスが製造されるものが約1/4ということでございまして、ここに輸入が1,400万t、国内生産が400万t、国内では約1,900万t程度L P ガスというのが消費されております。

ここに元売20社と書いてございます。これを私共業界ではメーカー、製造メーカーというような言い方をします。20社でございます。ここで、プロパン・ブタンが製造されまして、これをタンクローリー等で全国の卸売業者、約1,300社でございますけれども、ここの充てん所に運ばれます。充てん所では、L P ガスのボンベに充てんされまして、これを2t車とか軽トラックで家庭等に運ばれると。



私達長野県エルピーガス協会というのは主に小売事業者の集まりの団体でございます、一番上に書いてございますように約26,000社が日本国内にございます。1社で販売所が何か所もございますので、販売所ですと31,000(か所)と。

これが一般家庭、あるいはタクシーですとか、工業用それから都市ガスにも一部使われます。都市ガスになんでLPガスかと言いますと、都市ガスは天然ガスを使ってまして、カロリーをアップするためにプロパンガスを混ぜてカロリーを高くするといった使い方をしているんでございますが。あと、化学原料ですとか火力発電、こういった用途にLPガスが使われていると。

これは全国の数字でございますが、長野県はと言いますと、長野県の販売事業者数は約550でございます。販売所の数ですと約650、営業所を何か所か持っている会社もでございますので、550社、650販売所。それからお客様の数は約70万戸です。「こ」というのは「戸」の数です。私共は、ガスメーターを据え付けてガスを販売してますけれども、メーターの数で「戸」の数という数え方をしますので、県が発表する世帯数とはちょっと合いません。例えば、Aさんは自宅でLPガスを使っていると、商売でラーメン屋をやっていると、両方にガスメーターがあるわけですから、ちょっと戸数は増えてしまいます。全国は1,900万と申し上げましたけれども、長野県は約18万tが消費されてございます。

こういう状況でございますが、LPガスにつきましては、今日は環境関係でございますので、その辺の説明を申し上げたいのはですね、次にこのコピーの資料でございますが、「厨房、空調、発電用途での温室効果ガス排出量調査(概要版)」のコピーでございますが、これは(財)地球環境産業技術研究機構、イニシャルをとってリーテ(RITE)というふうに呼んでございますが、この調査報告書はですね、各種エネルギーのCO<sub>2</sub>排出量というものはいろんなところで発表されてましてですね、それぞれ微妙にその数字が違ったりニュアンスが違って過去の報告書がございまして、そこでそういった今までの報告書、いろんなデータを整理してですね、ライフサイクルアセスメント的な観点からいろんな報告書をまとめて検討してみたという報告書でございます。

その内容の抜粋でございますが、例えば3ページをご覧くださいませとですね、温室効果ガス排出量原単位、これが横になってます棒グラフですが、上から石炭、石油とありまして、その下、LNG、これは液化天然ガスでございます、それから都市ガス、LPG、これが私共のLPガスでございますが。例えば、ガス体で比べますとほぼ棒グラフの高さは同じだと、だからガス体はまあ、どれを使ってもCO<sub>2</sub>の排出量はそれほど変わるものではないという結論になったということでございます。まあ、石炭・石油はちょっとどうしてもCO<sub>2</sub>排出量が高くなってしまふのはご存知のところだと思います。

では、このガスとですね、実は、本当言えば電気と比べたデータの抜粋になっております4ページをご覧くださいませと、図の2ですね、LPガスと言いますのは家庭用・業務用に使われるのが圧倒的に多いものですから。業務用と言いますのは、料理・飲食店、レストランですとかホテル、あるいは学校、病院関係、こういったお客さんが家庭・業務用と申し上げたんですが、ここで、図2は調理器を使ったときのCO<sub>2</sub>排出量はどうかという比較をしたものでございまして、右端にあるのは電気のIHヒーターでございます。つまり電気は沿岸地帯で火力発電所で燃料を燃やして水蒸気を発生してタービンを回すと、それで発電機を回すと、それを送電線に引っ張ってきてですね家庭に引き込ん

でIHヒーターを使ったという、発電から消費するまでのCO<sub>2</sub>排出量をIHヒーターで比べた場合。それと真ん中にはグリル付きガスコンロとあります。これを比べますとほぼ1/2のCO<sub>2</sub>排出量であるという結果が出ております。

それからその下へいきますと、今度は給湯分野ですね、お湯関係です。これで見ますと、横軸に瞬間湯沸器と貯湯温水器と大きく2つに分けております。左端はガスと書いてありますが、つまりガスの瞬間湯沸器を使った場合と、あるいは右端のEヒーターというのがあります。これは深夜電力の電気温水器だと思っていただければよろしいんですけども、ここと比べても約1/4程度のCO<sub>2</sub>排出量であると。これは、燃焼機単体で比較した場合で、6ページをご覧くださいますと、図の5と図の6というのがですねエネルギー機器、燃焼というのを組み合わせて使った場合どうかということで比較してございます。下の図の6で説明申し上げますと、棒グラフはですね一般ケースとオール電化とガス・コージェネというのがあります。一般ケースというのはその下に注釈がございましてガス厨房ですね、ガスコンロとかガス炊飯器、給湯もガス、暖房は灯油を使います、エアコンは電気で冷房しますと、動力は電力、動力というのは蛍光灯とか洗濯機とかここに書いてある以外のものですね。こういった組み合わせにした場合と、オール電化というのはまさに今流行っているようでございますが、厨房にはIHヒーターですとか、給湯は電気ヒーターを使うと、深夜電力ですね、電気エアコン、動力は電力と、こういった、まずこの2つを比較しますとご覧いただきますように、一般ケースの方がCO<sub>2</sub>排出量が少ないという結果が出ました。

私共はベストミックスということで、これは電気でなければどうしてもだめだというものはもちろんあるわけですから、それは電気でお使いいただくと。一方、CO<sub>2</sub>排出量から考えればガスを使った方が有利ですよという部分を私共はベストミックスということでPRしているところでございます。これを更にCO<sub>2</sub>排出量を少なくするということであるならば、ガス・コージェネというのが右端に棒グラフの背が低くなっています。ガス・コージェネというのはLPガスでガスエンジンを動かします。そのエンジンで発電機を回しまして、要するにガスで発電をします。エンジンを回しますから熱が出ます。その熱を使って給湯に利用するという、こういうやり方にしますと更にCO<sub>2</sub>排出量が下がると。今の現状の電力会社はですね、沿岸地帯で大きな発電機を回して発電をする訳ですけども、そのときの熱というのは海水を温めているだけなんです。利用ができない訳なんです。その熱を利用しようというのが、分散型発電というので、例えばホテルでコージェネ機器を据え付ける、学校や病院等でもガス・コージェネを使ってその地域で発電してその熱も利用した方がCO<sub>2</sub>の排出量が少なくなるよとということの1つの例でございます。

こんなことからですね、2ページに戻っていただきますと4番に総合検討というのがございまして、LCA(ライフサイクルアセスメント)的観点からすると、ガス体ではそんな大きな差はありませんよと。ガス体同士で比べるとはなくてそれ以外のエネルギーと比べたときに、上から5行目辺りですかね、「厨房、業務用空調、発電分野においては電気機器よりも優位となる結果」つまり、LPガスを使った方が優位となる結果が得られましたということで、下から4行目へ行きますと、これらの結果から電力や石油製品からですね、LNGですとか、都市ガス、LPガスなどのガス体燃料への転換がCO<sub>2</sub>等の温室効果ガス削減対策として極めて有効であるという結論が出ているという資料

でございます。

このようなことから、私共業界ではですね、もう1つこちらのパンフレットをご覧いただきたいと思うんですが、「LPガスを燃料とする潜熱回収型給湯器」、3人家族がソファーに腰掛けているパンフレットでございます。これは3年ほど前から国の補助金制度が開始されたことのパンフレットなんでございますが、これは何かといいますと開いていただきますとですね、真ん中に略図が書いてございます。

左に従来型と書いてあります。これは、給湯器で瞬間湯沸器と思ってください。従来の瞬間湯沸器はですね、熱効率が約80%です。その排気ガスがですね、200 と書いてあります。200 の排気ガスとともにエネルギーがロスしている訳でございますが、この排気の中の熱も奪ってですね、温水にしようと効率を高める高効率給湯器といいますが、これを右側に書いてありますように排気温度を80 まで下げてですね、この熱を更に吸収して温水にしようと。これは、90%以上と書いてありますが、実際には95%ぐらいの熱効率を持った給湯器でございます。

こういった給湯器を普及するべくですね私共業界では、事業を展開しているようなところでございます。これは、左側の5行目辺りにも書いてあるんですけども、平成14年3月に地球温暖化対策推進本部が決定した地球温暖化対策推進大綱の中で、「従来エネルギー効率の改善が進んでいなかった給湯分野について高効率給湯器の市場への円滑な導入に向けた支援を実施すべきだ」というようなことから、補助制度が始まりまして、これともう1つ私共の業界としては保安というのが非常に大事な部分なんです。つまり、事故を起こさないように、お客様の安全ということに非常に従来から注意を注いでいるわけですが、この保安の部分では新しい給湯器、新しいガスコンロもそうですけれども安全装置が組み込まれてますので、事故防止ともうひとつ環境保護というようなことから、こういった給湯器の普及に努めているところでございます。

それからもう1つはですね、こちらのやはりパンフレットですが「LPガスを燃料とするガスエンジン給湯器」、これは先ほど申し上げましたコージェネですね、その部分でございます。1ページをご覧いただきますと、LPガスによってですねガスエンジンを回して、それで発電をします。この電気を使うと。その次に熱が出ますので、この熱を使って給湯、あるいは暖房にも使えますが、こういった分野に使うと、これが総合効率80%以上という非常に効率の高い機器でございます。

ちなみに、電力は末端では30数%ぐらいしかエネルギーが使われていないと言われております。発電所において重油ですとか、ガスを燃焼させたときの熱エネルギーの60%程度がロスしてしまう、熱で逃げてしまう。ですから40%ぐらいしか有効に使われていない、電気の方に変換されない。送電するとき5%近くまたロスしちゃいますので、ですから末端に届くときには30数%程度しかエネルギーとしては利用されない、ということなんです。こちらは80%利用されるということですから。こんなことから、これも実は国の補助金制度がございまして、これの普及についても私共業界を挙げて努力をしているところでございます。

それから、もう1つ長野県の業界の現状を申し上げますと、さっき18万tぐらいというのと販売業者数を申し上げましたけれども、実はこのLPガス業界というのはですね、非常に中小零細事業者が主体でございます。といひますの

は、このLPガスが家庭用に使われだしたのが昭和30年から普及し始めました。そんな頃、元々、薪や炭を売っていた事業者が、これからはガスだよというようなことからLPガスの販売を手掛けたということが主体でございまして。

業界は、例えば、経済産業省からの委託で業界の経営実態調査をしたデータがございまして、今日は皆さんに資料は配ってございませんが、従業員が5人以下の販売事業者、これが長野県の場合は73%、3 / 4です。この数字から見ても中小零細ということがご理解いただけるかと思えます。それから、一方売り上げですね、あんまり正確な数字ではないかと思うんですが、1億円にも満たない売上げの事業者が、ほとんどであるというようなこと、こういう実態でございまして。

それから、LPガスガイドの方へ戻りまして、先ほど、産油国でプロパンが産出される、あるいは国内で精製したときにLPガスが製造される、と申し上げましているんですけども。この条例骨子(案)でいきますと、私共も読んでいて難しいなと思いましたが、資料の6ページの下の方の「エネルギー供給事業者」についてですが、四角に囲った中の「全てのエネルギー供給事業者は再生可能エネルギーの導入を推進する」というふうにあるわけですけども、私共が販売してますLPガスというのは成分が法律で規格として決められております。ですから、この再生可能エネルギーを、例えば混ぜて売るとかということは、法律的にまず出来ないということです。

これは、私共は、液化石油ガス法(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)という法律の規制を受けて販売をしているわけですが、この規則12条の中にですね、家庭・業務用に販売するLPガスの規格、つまりプロパン・ブタン・プロピレンの混合割合が決められております。これは3種類ございまして、「い号」、「ろ号」、「は号」とありまして、「い号」はですねプロパンとプロピレンの合計含有量が80%以上なくてはいけないというようになっております。その他のLPガスの成分があるんですが、これは全て残った数字以下というようなことです。実際、今、国内で消費されている一般家庭・業務用で使われているLPガスは何かというと、96%前後がプロパンです。残りほとんどがブタンです。ですからプロパンが主体、残りがほとんどブタンであると。

こういう規格がある中で、再生可能エネルギーとして例えば、何でしょう、バイオマスですとか何か違うこういったものを混ぜてCO<sub>2</sub>排出を少なくするようにというのは、ちょっとこの条例は私共にはちょっと馴染まないというのがまずひとつです。

それから、7ページのbでございまして、「一定規模以上のエネルギー供給事業者は定期的に再生可能エネルギーの導入計画、実績報告書を作成し、県に提出し、自ら公表する。」といひますのは、まずaの関連からもそうですし、従業員5人以下の事業者に対してですね、これをやらせるというのはちょっと能力的にまず困難ではないのかなということございまして。それは今までLPガスの性質・特徴等を説明したとおりでございまして。

それから、もうひとつですね、先ほど追加して配らせていただいた1枚もののA3の資料でございまして、これはちょっと資料が間に合いませんでしたので、私共の手元にある1冊だけの資料の1ページ2ページをコピーしたもので

ございますが、これはL Pガス自動車のP Rの冊子でございますが、L Pガス車といえますと主にタクシー関係で使われているのはご存知かと思えますけれども、このL Pガスはですね2004年10月に閣議決定されたエネルギー基本計画の中でL PガスそのものとL P G車の位置付けが明確にされてですね、環境負荷の小さいL P G車の導入を促進すべきだという報告がなされております。それは、左下のところにまとめて書いてあります。

それから、もうひとつ右側に行きますとですね、「地方自治体が低公害性能と実用性を認めた」という中にですね、3行目辺りから書いてございますが、首都圏あるいは近畿圏の地方自治体では指定低公害車として認定されてですね、普及を図っております。

それから、地方自治体の条例でもL P G車の位置付けを明確にしている中で、ちょうど真ん中辺の行あたりでしょうか、松本市も条例を制定しましてL P G車の導入について明確にしていると。

このようなことから、県の条例骨子(案)でいきますと8ページのところに該当するのではないかと思うんですが、上から1 / 3ぐらいのところ、「自動車使用に伴う温室効果ガスの排出を削減します。」ということで、私共の前段で意見申されていた方の中でもハイブリッド車とかということでCO<sub>2</sub>排出量の削減に有効だよというようなことを説明されていたんですが、案外このL P G車というのはですね、ちょっとP R不足もあっ足りして、ご存じない方もいらっしゃると思うんですが、こういうL P G車というのもできればここに謳っていただければ、私共とすれば有難いかなというふうに思うわけでございます。以上であります。

高木委員長

はい、L Pガスの販売に関する現状をだいぶ我々も分かりました。

ちょっと危惧していたことがひとつはっきりして、L Pガスの中に再生可能エネルギーの導入というのは、なかなか法律の規制が有るから難しいぞということもよく分かりました。

先ほどおっしゃられた中で、今のエネルギー供給事業者に対することで、bの項目の「一定規模以上のエネルギー供給事業者は～」というのに相当する部分ですが、当然5人の企業に対して、これは想定してはおりませんので、社名は挙げませんが、いくつか相当大きなL Pガスの供給をされている会社もあるので、そういう会社が1社か2社引っ掛かるぐらいだろうとは思いますが、そこはあんまりご心配いただかなくてもいいかなと思います。

それはそれとして、ただ、現実問題としてL Pガスの中に、例えばそのメタン等の導入は難しいということですよ。

L Pガス協会

はい。

高木委員長

そうですね。とすれば、再生可能エネルギーをどういうふうな形で入れていくのか、このままの文章でいいのか、それとも何かほかのエネルギー供給における再生可能エネルギーの導入推進しますは、そこまではいいけども、「全てのエネルギー供給事業者は再生可能エネルギーの導入を推進する。」と言っても、販売するL Pガスの中に入れるのは難しいよという前提を受けて、我々がこの後どういうふうにかこの文章を考えていかなければいけないのかというのは、今後の宿題として受け止めさせていただきます。

LPガス協会 先ほど、「LPガスガイド」のところで流通経路を申し上げましたけれども、この元売20社というふうに申し上げましたですね、これは私共はメーカーだと言ってますけれども、このメーカーで作られるLPガスでみんな決まってしまうんです。法律に基づいたことでね。ですから、ここからタンクローリー等で運んで来て、地方のLPガスの充てん所でボンベに詰め替えますけれども、まさに詰め替えだけなんです。ここが、法律上は製造事業者という呼び方はしているんですが、製造というのは原油からプラスチックを作るとかですね、そういう製造とは違いまして、加圧して充てんすることが製造だというふうに、私共は所管の法律できますので、まさに入れ替えしているだけなんです。ですから、ここで何か調合するとか配合するとかいうのは、まず出来ないと。

高木委員長 分かりました。ちょっと議論の中でも、実は出ていたところでして、都市ガスの場合にはまだいろんなやり方もあるかもしれないけれども、特にLPガスの場合にちょっと難しいんじゃないかと。要するに、多くの方が販売をしているだけで、元のガスに何か手を加えるのは難しいんじゃないのということは、我々も疑問にちょっと思っていたところなんで、それはよく分かりました。

全体の話をお聞きしたいのですが、70万戸に入れている。で、今の長野県の世帯数は80万世帯。だけど、80万世帯と70万戸の関係というのは、分からないですか？

LPガス協会 世帯はですね、私共はちょっと分からないんですね。私共もガスメーターで体積販売しなさいという法律の規制ですから、ガスメーターがついているお客さんが1戸だという数え方をしています。

高木委員長 でも、多分、1つの方が所帯を持っていて、例えばラーメン屋さんを5軒も6軒もということはありませんから、そういう意味で考えれば70万戸に販売しているというのは、世帯の数にして当然10万戸、20万戸ということは有り得なくて、40万戸とかそういう世帯は持っているという考えでもそんなには間違いではない。

LPガス協会 はい、そうですね。

高木委員長 そうですよ。40万戸か50万戸なのか30万戸なのかは分かりませんが。

LPガス協会 どのくらいなのか。私共、例えば販売店の中ではですね、このラーメン店のオーナーはここに家を構えているこの人だというふうにリンクしていないんです。

高木委員長 そうでしょうね。

LPガス協会 それは、都市ガスもたぶん同じだと思います。都市ガスはちなみにですね長野県は18万戸と言われております。合わせると88万戸。

高木委員長 ああ、そうですか。

LPガス協会      ですから、県が発表している県勢要覧の世帯数は確か82万だか、83万世帯だ  
 と思ったんですが。

高木委員長      ということは、感覚としては世帯数で言うとLPガスはおおよそ7割～8割  
 近くですかね。都市ガスは2割～3割とかそのぐらいに思っていれば間違いな  
 い数字ですね。

LPガス協会      そうですね。

高木委員長      分かりました。そうすると、このエネルギー供給事業者のところではガスの成  
 分そのものに手を加えることは難しくぞという前提で考えると。しかも、7割  
 ぐらいは、3/4はそれの対象になっているんだということが今、ようやく  
 我々も分かりましたので、ここのところはなかなか難しいなということが理解  
 できました。  
 それから、LPG車って、例えば私が買いたいと思ったらどうやれば買える  
 んですか。

LPガス協会      車のディーラーに申し込んでいただければですね、LPG車仕様で販売して  
 いただけます。

高木委員長      例えば、トヨタに行って、例えば何かのこういう車種でというか、おたくで  
 LPG車は何が有りますかと聞きに行けば、十分対象となる車種は・・・

LPガス協会      ちょっと、今日資料を持って来なかったんですが、各トヨタ、日産、ホンダ  
 とかマツダとか、今、ガソリン車を売っていますから全部LPG車があるとい  
 うわけにはちょっといきません。例えばトヨタでいきますとクラウンがあると  
 かですね、乗用車ではクラウンぐらいですかね。

高木委員長      どちらかというと、タクシーに使っているような車だと比較のある訳です  
 ね。

LPガス協会      ええ。ガソリン車でもですね、ちょっと費用を掛ければですね、ガソリンエ  
 ンジンを下ろしてLPGエンジンに積み替えて買うということも出来ます。た  
 だ、標準に元々LPG車として売っているよというのは、車種が限られてしま  
 うということになります。

高木委員長      分かりました。何かほかにご質問は。  
 たぶん、我々は一番知りたかったのが、プロパンガスと都市ガスでどのくら  
 いのシェアを持っているんだろうかということと、それから、いったいプロパ  
 ンガスの会社というのはどのくらいの規模の方が多んだろうかというのは  
 ちょっと気にしていたところで、1社当たり1,000戸ちょっとぐらいの・・・。

LPガス協会      そうですね。

高木委員長      たくさんあるということですよ。

LPガス協会 はい。単純平均で1,100戸にいかないですよ、長野県は。それでも長野県はですね、1販売所当たりのお客さんの数は多い方なんです。

高木委員長 全国平均よりは多いですよ。なかなか難しいな。  
LPガスにコージェネレーションがあるというのは初めて私も知ったのですが、これは現実に販売しているんですか。

LPガス協会 もう設置実績は相当ございます。

高木委員長 そうですか。都市ガスの方のコージェネだとシステムとして1,000万円近い金額でして、それがとても買えないからレンタルでというようなことでやっている方もいますが、LPガスの方はどうですか。

LPガス協会 LPガスのコストは都市ガスとそんなに変わりありません。ただ、あんまり馴染まないのはですね、能力が大きいものですから一般家庭というのはちょっとまだ無理なんですよ。一般家庭でコージェネを導入するとなるとですね、電気は十分賄えますんでいいんですけども、熱の利用が問題になってきます。今のコージェネの能力からしますと、熱が有り余り過ぎてしまってますよ。例えば、一般家庭で夏にお湯を使うとなると冬と比べるとそんなには使わないわけですよ。例えば、暖房用にはまず使いませんし、そのお湯を捨てるようなふうになってしまうと逆にCO<sub>2</sub>排出量の削減に貢献しませんから、一般家庭用はまだまだ実用にはちょっと無理かなと。

岡本委員 集合住宅とか。

LPガス協会 集合住宅とか、ホテルとか病院関係が主体になってしまいますね。ちょっとまだ、能力的に大きなものですから。小型のものがまだ、なかなか実用のところまで、もう一歩なんですけれども。

高木委員長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。  
では、だいたいご事情は理解できましたので。今のご説明を受けて、「エネルギー供給事業者は」のところは、どういうふうな言葉が適切なのかというのはこれからの宿題として受け留めたいと思います。  
また、もし我々の宿題を受けた答えに対して、これはというのがございましたら、またご意見をお寄せいただければと思いますのでよろしく願いいたします。  
では、どうもありがとうございます。

一 同 ありがとうございます。

(休憩)

(関係団体：長野県中小企業団体中央会)

司 会 それでは、午前中に引き続きまして、「長野県環境審議会地球温暖化対策検



討会と関係団体との意見交換会」を始めさせていただきたいと思います。何でも申し上げていくといふようなんですけども、この意見交換会は関係いたします団体の意向をお伺いいたしまして、条例づくりに生かしていきたいという趣旨でございまして、何かを決めるとか、そういうものではございませんのでよろしくお願ひいたします。それでは委員長さん、よろしくお願ひします。

高木委員長

この委員会の委員長をしております高木でございます。

今日はお忙しいところを、意見交換会に来ていただきまして、どうもありがとうございます。また、事前にご意見をいただいておりますので、どうしましょうか。まず中小企業団体中央会の団体としての性格みたいなことを少しお話しただいてからのほうが多分分かりやすいかもしれないので、その辺のお話と、それからいただいたご意見についてのご説明を受けて、それをきっかけに意見交換をしていきたいと考えていますけど、よろしいでしょうか。

中小企業団体  
中央会

すみません。いただいたというのは、どんな資料だったのでしょうか。

司 会

ここでお話をしていただければ結構なんです。あらかじめお話ししたものはあれなんですけども、ここで専務さんのほうからご意見をいただければ結構です。

高木委員長

こっちは。

司 会

これは行ってあらかじめ聞いた分の若干の部分を表してありますけれども、専務さんのほうからお話ししていただくということで。

高木委員長

別に、この事前の説明経過というところで私たちは資料をもらっているのですが、ほかの団体も全部入っている資料なので、それはあまり関係なしに、この骨子をご覧になってどんなことをお考えになったのか、どういうことをおっしゃりたいかというようなことで結構でございます。

中小企業団体  
中央会

どうも、ご苦労さまです。私は中小企業団体中央会の と申します。ひとつ、よろしくどうぞ、お願ひします。

今、委員さんから言われましたように、私どもの中小企業団体中央会はどういう組織かということから入らせていただきますと、私どもは中小企業等協同組合法、それから団体法、商店街振興組合法、それぞれ特別法みたいなものがあるんですが、それで一応、それぞれが法人格のいわゆる協同組合又は協業組合、それから商店街振興組合、それから業界組織の工業組合、商業組合等々、要するに最近では異業種連携とかいろいろあるんですが、いずれにしても皆さん方で聞く、よく農協の農業協同組合です。その中小企業版みたいな法律がありまして、組織化した皆さんと一緒に支援、指導等をしている団体でございます。

そういうことで、各都道府県に一つずつございまして、それで今、私どもの長野に本部を置いて、あと東信と中信、南信、それぞれ事務所を構えている組織でございます。

そんなことで、数から言いますと、そういう組織は890くらいありますか。

そのくらいありますね。それで、その構成員は恐らく4万社を軽く超えると思います。そんなことで、本当に通常言う商工会の皆さんの対象になるような小さい企業から始まりまして、ある程度構えられている大きな企業も入っているということで、それぞれの組織がそれぞれの目的を持ってやっている、その組織を対象にしている、私ども団体でございます。

それで一応、以前は集団化とか、簡単に言いますと卸団地であるとか、工業団地であるとか、いろいろありまして、その中でも松本にも長野にも諏訪にも、いろいろの卸団地をつくる。それは一応集約化というようなことで、いろんな面の省エネもあるでしょうし、いろいろあります。それから、もう一つは工場団地もあります。それから、まだあるとすれば小さい業者の皆さんが企業合同をしてやるような協業組合みたいな形でもって、例えば今はなくなりましたが、松本地域、四賀村とか、あの辺に粘土瓦、要するに赤土が多いということで、屋根瓦をつくる。要するに釉薬ではなくて、松本城のような粘土瓦ですね。土瓦と申しますか。そういう瓦をつくる皆さん方が自分のうちに窯をつけてやっていたのですが、それを集約化して、穂高へ工場をつくるとかですね。そういうことをやって、今度は瓦の需要がなくなったものですから、その組織が解散しましたが、そのようなことをやってきたケースもあります。これもすべて国の高度化資金という資金がありまして、それを対象に借り入れて設備投資してやってきたというようなことですね。

ここは、そういう地域に根ざした小さい企業から始まりまして、ある程度の企業までが入られているというような組織でございます。ですから、今回の地球温暖化対策条例うんぬんにつきまして、非常に幅広い対象があるものですから、私どもも過日、書類を見せていただいたときに、小さい字でいっぱい書いた字を全部熟読して理解してどうのというのは、あまりにもちょっと時間がなくて対応しきれないというのは事実です。

ただ、以前から省エネであるとか、そういうことについては信州大学の先生であるとか、そういう先生をお願いして企業へ回るというのはやっていたものですから、私どもも、それに飛び込めないということはないと思います。

そんなことで、この事業そのものについては私どもも当然やらなきゃいけないことであるし、中小企業者の中にも特に製造業の皆さんにおいては、相当の皆さんが地球温暖化対策についてやらなきゃいけないんだということを把握しているような気がします。

それも、急な話だったものですから、私どもも本来であれば、こういうことについてはアンケートを取るとかをやっておけばよかったのですが、ちょっと取る時間等がなくて、いずれにしても今日の会議に間に合わせたいということで、ある程度主だった企業と申しますか、業種的にはちょっとばらつきがあるんですが、問いかけまして、いろいろ聞いてはおります。

そんなことで、いずれにしてもやらなきゃいけない分野ではあるのですが、ただ、業種によってばらつきがあるというのは一番、組織としてどう対応するかという点では非常に難しい面もあるのかなと、そんな気もします。ただ、景気にどうこう左右される業種も相当あるものですから、特に最近の運輸業で言えば、燃料の高騰と、そういう今までの排ガス規制、それからいろんなディーゼル車の、そういう問題がある中でのコストアップが現在実際あって、四苦八苦しているというような生の声の中でどうやっていけばいいのか。それも現に、今回の下調べと申しますか、問いかけた企業の中からは、そういう答えもあります。

常に企業は経済を背負って生きているものですから、経済は生き物ですから、その中で、どうやって対応していくのか。細かいことを言えば切りがないですが、いずれにしても私どもは、いろいろ業種から聞いた中で言っても、とにかく景気は踊り場を脱して回復して、事業活動も活発化しているという業種と、まだそうではないという業種がはっきりしているものですから、その辺で実際省エネルギーという問題に積極的に取り組んでいるんだけど、その中で温室効果ガスの削減計画の義務化と申しますか、そういうのをどうやって捉えていけばいいのかということですが。これから皆さんがやるについて、いろいろ、どういう方策があり、どういうやり方があるのかというのを、これから私どもは皆さん方を支援していかなきゃいけないのかなと。進んでいるところは相当進んでいるわけです。それは、ISOの14000の関係であるとか、エコアクションについて積極的に取り組んでいるところもありまして、特に私ども、ISO14000の関係を取れるところは相当、上の方の製造業にもありまして、その構成員の中にあるのですが、それを取れない皆さんはどうするかということで、今年からエコアクションの関係を積極的に進めております。現在いろいろの業種、特に印刷屋さんであるとか、いろいろの業種の皆さんからエコアクションの進め方等について問い合わせもありまして、これについてはもう積極的に今、入っている段階です。

そういう中で、これを今度は条例化の中で義務付けて、私がいただいた資料の中を見る場合に、いろいろ書類として出していくとか、その辺が、私がちょっと読ませていただいた段階では大企業は相当景気が回復したという表現をしているのですが、実際の中小企業は、まだそこまでいっていない。先ほども言いましたように業種がある中で、大企業はリストラであるとか派遣職員とか、そういう制度をうまく活用する中で、どんどん進んできているんですが、中小企業はまだ、例えばちょっと飛んで悪いのですが、大町であれば大町で、オリンパスさんが多数の集約をした。そういう中では、もう失業者がどんどん出るわけですね。その失業者をどうするかというと、では全然、最近ではいろいろ事業展開していく中で新しい業種も生まれてこないとか、それなら勤める場所をどうするのか、そういう皆さんを、中小企業の皆さんが抱える段階の中で、では実際、事務的能力のところをどうやって補填していくのだろうかというのが、これが僕は一番難しいのかなと。

ですから、義務化とか、文章の中にありましたけど、物を添付してどうのこうのとか、その辺のところですね、僕は難しいのかなと。実際、僕のうちには、商売はやっておりませんが、以前やっていたときに、非常にいろいろなところの省エネにあたるような部分については非常に厳しい制約があるということですが、そのところを、昔ですから保健所へ、どんと書類を持ってこいとか、そういうふうと言われて、もう出さざるを得なくて出してくる。そうすると、そこへコスト面では税理士の先生を頼まなきゃいけない。誰か頼まなきゃいけない。そこへコストがかかるとか、そういうことを何とかできないのかなと、この間の、あの小さい字を読ませていただいた段階では、そういうことを思ったわけです。

ですから、国のほうでは、これは数字が来ていたのですが、県のほうから条例をつくって、これを浸透していくというのは、本当にすぐ一年の中で、それができるのか。私個人としては、そのところをちょっと思っているのが事実でございます。以上です。

はい、どうもありがとうございます。

ご意見の、特に小さい会社、例えば従業員の人数が10人もいないような会社で例えば、こういう省エネルギーに関する計画をつくり書類を作成し、というのが大変だというのは私たちも基本的には理解しているつもりです。

義務として課している、要するに、そういった計画なんかを出してくださいということを経済として課しているのは、ある程度以上の事業者を一応対象にしているつもりです。多分、ある程度以上というのは、業種には、ものすごく人数は少ないけど、ものすごくエネルギーを使っているという会社が、どこまでどういうところがあるのかというのを精査しているわけではないんですけども、基本的に我々のイメージとして、5人や10人で経営が成り立っているようなところに対して、計画をつくりなさいとか、そういうものを少なくとも義務づけするつもりは、当面はありません。

当面はもっと大きな会社、100人を超えるような大きな会社で、かなり今のお話でも省エネに関する意識はかなり団体の中でも大きい、強いということのお話もございましたので、そういった会社に対して、これまで社内的にいろんな省エネをやってきたことをきちんと、要するに外に公表して行ってほしいというようなことを取りあえずは考えています。

それを大会社、長野県を代表するような大会社がもちろん出すし、その次に順ずるような会社が、また出していただいて、そういったものの取り組みの、やっている内容であるとか、それから報告書の様式であるとかいろいろなことを見ていただいて、それを参考にしていきながら、だんだんと5人がどこまで広がるか分かりませんが、例えば100人以上ぐらいの企業がこれまで引っかかっていたのが80人以上引っかかってくるというふうに、だんだんだんだん年を置きながら枠を少しずつ広げていって、長野県の全体の中での事業者のエネルギー使用者の中で100%は無理ですけども、6割だったものを7割8割というふうに網の目を掛けていく割合を高めていきたいというように私どもは考えているんです。

それについては、その考え方でよろしいんですよ。

僕は、そこはいいと思うんですよ。今回、私どものほうで、私があたったのではないですが、経営者にあたった段階では、長野の一企業ですが、地球温暖化防止については県民一人として協力しなければならないんだと、こういう社長さんがあります。

この中で、当社としてもISO14001を取得し、今日もソーラー発電設備を会社でつくって、実際取り入れて電力削減に取り組んでいると。だけど資金的にも大変なことで、そのソーラーシステムを入れても、会社の中で全部できるんじゃないかと、社内の一部の電灯に充当するに過ぎないんだと。その辺の切なさというか、前向きに取り組むんだけど、資金的な問題もあるだろうし、いろいろところで経営者が一生懸命にやればやる人ほど悔しさもあるだろうし、もうちょっと何とかできないかなという、経営者は相当、僕は業種にもよると思いますけど、前向きに考えている企業が相当あると思います。

ですから、そのところで今、委員さんが言われたようなところは、何とかできることと、できないことがあるかもしれないですが、それは僕は、そのところでどうこうを、例えば6人の会社ならいいよとか、10人ならダメだとか、そこ(人数)に線を引くのはいいのか、業種によって引くのか。

例えば、こんな話をするとおかしいかもしれないですが、僕の女房のうちは

昔、豆腐屋をやっていたんです。豆腐屋をやっている中では、すごく燃料を使います、はっきり言いましてね。昔はまきを燃してボイラーを燃したけれども。そうじゃなくて違うものを燃すから、相当なものを使うんですよ。ただし、従業員さんは5人もいないです。5人、6人、7人で使えば大きいほうです。僕のうちも8人ぐらい使っていましたけど。それは幅広いですよ。

だけど、今の機械も省力化になったり、いろいろなってきたら、やはり従業員さんはなるべく使わないようにしてやらないと、家族従業員でやるというのがあれですから。その中では従業員が少なくても燃料的なものは相当使います。その辺をどうやってやるかというのが僕の。ただ人数で割られちゃうと困るなという気がしますね。

それで同じように、豆腐屋の場合、省エネの、当時、僕が知っている範囲では、対保健所さん、衛生の話とはちょっと違うのですが、衛生問題とか、そっちのほうは、うんと積極的に対保健所さんに当然出していかなきゃいけない書類がある。それは自分のうちでつくれるものと、つけれないものがあるから、税理士の先生にお願いしてやらざるを得ない。それを見ているものですから同じように、今度はあれだからといってやると、コストのアップにつながるんじゃないかということで疑念しているだけですけど。

高木委員長

具体的にどのぐらい以上の会社を、というのは基本的には、この温暖化に関連したところなので、原油換算で何とかkl、一年に何とかkl以上の事業者というような、多分切り方になりまして、国が今やろうとしているのは1,500klですね。

だから一年に300日仕事をされるとしても、1日5klだから5,000リットル。原油換算で5,000リットル使うような企業が、取りあえず、最終的に長野県はどうなるか分かりませんが、それとそんなにかけ離れた数字にはならないと思うので。そういう企業ですので、私も豆腐屋さんのことはよく分かりませんが、豆腐屋さんはそんなに使わないですよ。

中小企業団体  
中央会

規模によりけりです。

高木委員長

だけど、5人や6人のお豆腐屋さんですから、そういうことはあり得ないですよ。だから、そういうところに対して無理に書類の作成をお願いするつもりは、私たちは今のところはないですから、そこはご安心ください。

中小企業団体  
中央会

それで、もうひとつ、私のほうでお願いしておきたいのは、国の基準が今度出るわけですね。国の基準からいって、そこにプラス県の基準をつくるということで、極端ですが埼玉県へ行ったらこの基準でいいのに、長野県へ行ったら、えらく厳しいじゃないかと、そういうのがあるのかどうかというのがちょっと分からないものですから、そのへんをもうちょっとお聞きしておきたいのですが。

高木委員長

国が一定の基準をつくりますよね。それに対して県をつくりますよね。県のほうは当然、国のものよりも、より細かなことを書き込んでいくものになるわけで、国よりも、例えばさっきの話でいくと、1,500kl以上の事業者ですと、こういうものを出しなさいと言っているのに、県が例えば2,000キロリットル

以上の事業者に全く同じものを出しなさいというのは、意味が何もありませんよ。

ですから当然、国が言っているものよりは、ある意味厳しい。その範囲が広がるか書類の量が多くなるか、それは別として、ある意味厳しくなるのは、それはある程度やむを得ないだろうと思います。

今のところ長野県が、こういった条例をつくらうとしているのは全国で3番目ぐらいの順番なんです。ただ、多分、これはどんどん広がっていかざるを得ないものなので、例えば埼玉県へ行ったら野放しなのに長野県へ行ったらこんなに厳しいというのは、一時的にはあるかもしれないけれども、でも、それはやがてなくなっていくだろうと思います。

中小企業団体  
中央会

だから僕がお願いしたいのは、国の基準は国がここでいいとしたのを、極端に長野県だけ得意満面に、ぐっとやるのかという、そこはあまり度が過ぎてもどうかという心配があるんですよ。そのところは国が例えば10であれば、長野県も地域性を考えて、森が多い山が多い、色々考えて環境を守らなきゃいけない。そういうことで、11くらいとか12くらいなら分かるんだけど、あえてそこを20に持っていくとか。

そうされてしまうと、なんで長野県だけがそうなのかという。それは外へ売るにはいいかもしれないけど、住んでいる住民が果たしてどうかという、実際自分たちが経済をやっていく中で、経済をやる人もそうだし、そこで生活する人たちも何かがんじがらめの社会になっちゃうんじゃないか。

というのは、例えば今、自動販売機がありますね。「こんなところに認めてもいいの?」というような所に置いてあるじゃないですか。例えば私が住んでいるのが南安曇なんです。あっちのほうで言いますと、例の穂高の何とか公園をつくった堀金の、あの辺に実際、私自身が行ってみて「こんなところに自動販売機を置いて、誰が認めたの」というところもあるんですね。そこはいいのに今度は、どこかのところはダメだとか、そういう平等性を欠かないような方式を、ぜひお願いしたい。

こういうふうに、条例というもので、本当に皆さんに同じようにやってくださいということであれば、同じように県内の皆さんが、「ああ、なるほどな」というふうに言わないと。あるところへ行って、「こんなところではできるけど、何で俺のうちはダメなんだ」とか、そういうふうなのは結構不平不満が起こるような気がするんですよ。

そのところをお願いしたいなという気がしますね。

高木委員長

分かりました。先ほどの、例えば国が10なのに長野が20にならないようにというのは、私たちも注意してそれをやっているつもりですが、今いただいたご意見は当然、録音をして全部残っていくものですので、決してそういうことがないようにしていくつもりでございますので、その点はご安心いただいてもいいかと思えます。

委員の皆さんから、何かご意見はございますでしょうか。

牧内委員

今おっしゃった自動販売機の例とか、経済活動ですから、やはりそれは平等、公平での競争条件がないと、あそこでよくて、ここはダメというのは、やっぱり誰が考えても不自然だと思いますね。

その点は、私としては同感です。

橋爪委員

おっしゃるとおりだと思います。

長野県の中で、よその県と比べて規制だけがえらく多くかかっちゃって経済の発展がない云々というのは、やっぱり基本的には国でも言っているように、環境と経済の両立というのをベースにしているんなことを考えていかなきゃいけないというのは基本にありますので、環境税等につきましても県内の企業なんかは変な税金がかかることによって競争力がなくなるというようなことは、まずいと思います。

一方では、我々は温暖化はやはり進んでいるというのは認めざるを得ない。だから、その大きい企業と言っているか、社会的に大きな影響を与えているところからやって、そこだけがやるんじゃないかと、順次その裾野を広げていかなきゃいけないということは、ぜひご理解を願いたいと思います。

また一方、何をやっていいかわからないというようなところも、我々の中で言っているのは、「どこに相談をしたら省エネのことができるんだ」とか、そういうことも準備していかないといいんじゃないかというようなことでやっておりますので、我々としては「豊かな生活環境ができる」ということを基本にやっていますので、ぜひ一緒をお願いをしたいというのが基本にあります。

多分、条例を見ますといろいろなことが書いてありますけれども、基本的にはそんなところで、あとは長野県の条例で、よその県でやっていなくて云々というところが2、3点あったんじゃないですか。その辺の説明を、私が言っちゃってもいかがかと思って、その点をちょっと話をしたほうがいいんじゃないかと思って。

高木委員長

どうでしょうか。長野県独自ではないかというのを。

橋爪委員

ちょっと、その辺のところだけ。24時間の。

木曾課長

長野県の、今考えている骨子の中では、独自の項目というのは、24時間営業を、24時間営業というのはいろいろ種々雑多で幅広うございますけれども、一応、夜中にわたっても営業しているところということで、コンビニが代表されると思いますけれども。その辺のことに関して規制をかけようということです。

それについては、規制の中身としてはエネルギーの消費を抑えるために、まさに深夜の営業をやめていってもらおうかということですね。ただ、やめ方というか規制のかけ方の中で、ちょっと工夫をしてあるというか、実は地域特性が非常に高い。農業集落のほうから、または長野のように本当に東京の都心と同じような生活パターンを持っているところと、非常に幅が広いので、先ほど、すべて平等というような話もあったんですけども、そういう生活の違いを十分考慮する上で、市町村さんから申し出をしていただいて、うちの市町村は、そういうものの、ある程度制限を加えたらどうかということで、加えるにあたっては事業者さんと協定を結んでいただいて、例えば「11時から7時までは営業を休んでもらえませんか」とかというようなことをやっていこうかということでございます。

そういう中では、長野市を見ても分かりますように、農村地から都心まで、市の中でもありますので、例えば都市計画の利用形態によって、そういうもの

を決めていく方法もあるなというようなことを考えております。それは24時間と、それから今おっしゃられた自動販売機が農村地帯の田んぼの中で、こうこうと光っているのはいかなるものかというようなこともあるので、そういう地域差をつけての取り組みをやっていけないだろうかというのはあります。

それから、もう一点は、マイカー通勤の削減ということで、これは一定規模以上の従業員の皆さんがいるところに関して、ある程度の義務付けをさせていただいて、一定の方針を会社として出していってもらおうじゃないかというようなものでございます。

それから、エネルギー供給者、例えば電力、それからガス、ガソリンとか、要するに化石燃料の供給者に対して一定の削減計画をつくっていただけないか。その中には、削減するばかりではなくて、バイオディーゼルとかエコアルコールとか、それから例えば木質の燃料。最近はやっているのは木質ペレットですけども、そういうグリーンエネルギーを、そういう商売の中に組み込んでもらえないだろうかという、大まかに分ければ4点ほどが長野県の独自の取り組みということでございます。

中小企業団体  
中央会

私も、先ほど「協同組合等」という話をしたのですが、やはり協同組合は飯山の解体材があるとか、山の下に切った、あれを燃して発電所をつくっているところもあるそうです。それもやはり中小企業協同組合法という法律でやっているところがある。

最近では、私どもについては今、バイオマスの話が出たんですが、上伊那の方で、やはり組合法の中で企業組合という制度があるんですが、それでもってペレットを燃して、木材を燃すストーブをつくるとか、創業みたいな形でもって始めているという、そういう制度もあるものですから、私どももこういう取り組みには非常に協力していきたいと思えます。

それから経営者の中でも、もう積極的に考えているところがございまして、まだほかにもあった中には、やはりコンビニストアについて何とかならないかという声が、通常の製造業の経営者ですけど、やはりありました。これは、なぜかと言うと、限りなく消費しているという、先ほどの農村の中にぽつんとあるとか、今や、どうして利用するんだらうというようなところにもあるものですから。そんなことで何とかならないか。

ただ、あれは私の知っている限りで言うと、それは大手のコンビニ系列の中に入っちゃっているんだけど、みんな自分の商売がうまくいかなかったものですから、それを取り入れることによってやっているというところで、やっている皆さんがみれば気の毒な、気の毒と言ってはおかしいですが、本当に小さい企業の方も請け負っているところもあるだろうし、逆に大きいところがそのまま来てやっているところもある。

その辺の判断、場所によってあるところも実際誰がやっているんだらうという、そのへんのところをつかんでいくと、零細の皆さんも含まれているというようなケースもあるものですから、何とも言えないですが。

今言われたことは、そっくりお願いしたいし、またもう一点、これもある会社の社長さんから出てきたのですが、公共施設、例えば松本のどこかの体育館で何とかという、そういう公共施設の前の街路灯も一晩中ついているじゃないかと。そういうのはよくて、我々のところまでやれというのはどうか。そういう意見もあるんですね。

だから、みんなが、こっちをやらせれば、こっちが、「お前のところはどう



だ。俺のところはどうだ」と、こういうふうになっちゃうと、長野県の県民のよさがお互い批判し合って、いがみ合うような人間形成になってもいけないものですから、やはり、その辺はある程度、公なら公のところから、まず街路灯で要らないところは消していくとか、そういうことをやって、その理由が分かれば県民の皆さんは納得してくれると思いますから、そういう配慮も、ぜひ行政の方もしていただきたいなという声もあります。これは実際聞き取り調査をして、私がやったんじゃないですが、東信のほうの、ある経営者の声として、そういうことをお願いしたいという声もありました。

時間もきちゃったんですが、いずれにしても私どもは直接中小企業の皆さんと関わっているものですから、これについては私どもがどうこうではなくて、積極的に協力もしたいし、私どもからすれば前向きに中小企業者の皆さんのところへ、これをどうやって取り入れていけばいいんだろうと、そういうことで勉強会もやったり、そういう機会も当然設けていきたいと思います。そんなことで、私どもの事業と言ってはおかしいですが、中央会の事業にもご理解いただきたいし、私どもも積極的に皆さん方の考え方に協力していくということで、ご理解をいただければ、今日はよかったなと思っています。

以上でした。

高木委員長

どうもありがとうございます。

この骨子の中にも書いてあるんですが、県としての責務として、「市町村、県民、事業者、その他が地球温暖化対策を推進するにあたり、必要な情報を提供する」ということを、わざわざ特別に書き出してあります。

つまり、県の責任として、これをつくったから、それでおしまいではなくて、例えば今おっしゃっていたように、省エネをやらなきゃいけないのは分かるけど、何をやったらいいのかが分からないとか、そういうようなことに対してアドバイスがほしいというようなときに、県がきちんとバックアップをできるようにするんだという責務として書いてありますので、多分いろんな会社の社長さんと話していると、「こんなことを言われたって」というようなことはいっぱい出てくると思うのですが。

例えば、うまく県なり、温暖化防止センターなりを利用する。あるいは市町村に働きかけるといようなことを使っていただいて、より効果的な省エネ対策みたいなものを生み出していただけるようにお考えいただきたいというふうに私たちとしては考えておりますので、その辺でもご協力をよろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

橋爪委員

今、県の建物の話が出たんですけれど、全く同じような意見がこの中にありまして、県のところからやらないと、やはり示しがつかないだろうというような形で、今言ったようなことがあったら、どんどん言っていただければ、本当に県の機関は細かいところまで、そういうことをやっているなというのは、やっぱり条例をつくって実際に実行していく県民の皆さん方に、いい影響を与えるので、そういう細かいところまでやっていかなきゃいけないというのが我々も県も考えているところですので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

高木委員長

よろしいでしょうか。

では、今日はどうもありがとうございました。

中小企業団体  
中央会

どうも失礼いたしました。ありがとうございました。

一 同

ありがとうございました。

( 議事録中の           の部分は確認できなかった部分です。 )